

# 山梨県公報

号外第十六号

平成二十四年

三月三十日

金 曜 日

## 目 次

○山梨県食の安全・安心推進条例……………	六
○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例……………	一一
○民法等の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例……………	一三
○山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例……………	一三
○山梨県情報公開条例及び山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例……………	一四
○山梨県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例……………	一四
○山梨県職員定数条例の一部を改正する条例……………	一六
○山梨県職員給与条例及び山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例……………	一六
○山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例……………	一七
○山梨県手数料条例の一部を改正する条例……………	一七
○山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例……………	一七
○山梨県県民会館設置及び管理条例等の一部を改正する条例……………	二二
○山梨県県税条例の一部を改正する条例……………	二二
○山梨県立障害者支援施設設置及び管理条例の一部を改正する条例……………	三三
○山梨県認定こども園の認定の基準を定める条例の一部を改正する条例……………	三九
○山梨県立育精福祉センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例……………	三九
○山梨県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例……………	四一
○山梨県生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例……………	四一
○山梨県立自然公園条例の一部を改正する条例……………	四二
○山梨県工業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例……………	四二
○山梨県屋外広告物条例等の一部を改正する条例……………	四二
○山梨県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例……………	四五
○山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例……………	四五
○山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例……………	四五

## 条例のあらまし

- 山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例…………… 四九
- 山梨県立学校設置条例の一部を改正する条例…………… 四九

### ○山梨県食の安全・安心推進条例(条例第十五号)(消費生活安全課)

- この条例は、食の安全・安心の確保に関し、基本理念を定め、県、生産者及び事業者の責務並びに県民の役割を明らかにし、並びに食の安全・安心の確保に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって安全にかつ安心して消費することができる食品等の生産及び供給の確保に資することを目的とするものとする。
- 「食の安全・安心の確保」、「食品」、「食品等」、「生産資材」、「生産者」、「事業者」及び「特定事業者」の用語の意義を定めるものとする。
- 基本理念として、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 食の安全・安心の確保は、このために必要な措置が県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に講じられることにより、行われなければならないこと。
  - 食の安全・安心の確保は、このために必要な措置が食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において適切に講じられることにより、行われなければならないこと。
  - 食の安全・安心の確保は、このために必要な措置が科学的知見に基づいて講じられることによつて、食品を摂取することによる県民の健康への悪影響が未然に防止されるようにすることを旨として、行われなければならないこと。
  - 食の安全・安心の確保は、食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階における行為が環境に及ぼす影響に配慮して、行われなければならないこと。
  - 食の安全・安心の確保は、県、生産者、事業者及び県民が、それぞれの責務又は役割を認識し、相互理解を深め、及び連携協力を図りつつ、行われなければならないこと。
- 食の安全・安心の確保に関する県、生産者及び事業者並びに県民の責務と役割を定めるものとする。
- 食の安全・安心の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食の安全・安心の確保に関する施策の推進に関する計画を策定するものとする。
- 県民から食の安全・安心の確保に関する施策の策定、改善又は廃止についての提案があったときは、検討を行い、当該提案をした者に対してその結果を通知するものとする。

に、その内容を公表することとした。  
7 食の安全・安心の確保に関する施策として、次に掲げる事項等について定めることとした。

- (一) 危機管理体制の整備等
  - (二) 人材の育成
  - (三) 国等との連携等
  - (四) 関係者との連携及び協働
  - (五) 監視の確な実施及び指導等の充実
  - (六) 調査研究の推進
  - (七) 生産者の自主的な取組の促進
  - (八) 事業者の自主的な取組の促進
  - (九) 情報の記録及び保存
  - (十) 情報の収集及び提供
  - (十一) 適正な食品表示の確保
  - (十二) 原産地に関する情報の提供の充実
  - (十三) 相互理解の増進等
  - (十四) 認証制度の普及
  - (十五) 食育及び地産地消の推進
- 8 生産者は、食品衛生法の規定により販売してはならないこととされている食品に該当する農林水産物を出荷してはならないこととした。
- 9 特定事業者は、その製造し、輸入し、加工し、又は販売した食品等の自主的な回収に着手した場合であつて、当該食品等が次のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を知事に報告しなければならないこととした。
- (一) 食品衛生法の規定に違反する食品等
  - (二) (一)に掲げるもののほか、人の健康への悪影響を未然に防止する観点から、この項の規定による報告が必要と認められる食品等として規則で定めるもの
- 10 人の健康に悪影響が生じ、又は生ずるおそれのある食品等に関する情報を入手した者は、知事に対し、適切に対応するよう申し出ることができることとした。
- 11 知事は、8から10までを実施するため必要があるときは、法令又は他の条例に規定する措置を講ずる場合を除き、生産者、事業者その他の関係者から必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他の事業を行う場所に立ち入り、食品等、生産資材、施設、設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において、食品等、生産資材その他の物件の提出を求めさせることができることとした。

12 知事は、次のいずれかに該当するときは、次に定める者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができることとした。

- (一) 生産者が8に違反して農林水産物を出荷したとき。当該生産者
- (二) 特定事業者が9の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。当該特定事業者
- (三) 生産者又は事業者が11の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査若しくは提出を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。当該生産者又は当該事業者

13 知事は、食品を摂取することによる県民の健康への悪影響を未然に防止するため必要があると認めるときは、法令又は他の条例に規定する措置を講ずる場合を除き、生産者又は事業者に対し、当該悪影響を未然に防止するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができることとした。

14 知事は、13による勧告をしようとするときは、あらかじめ、山梨県食の安全・安心審議会の意見を聴かなければならないこととした。

15 知事は、12又は13による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができることとした。

16 知事は、15による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならないこととした。

17 食の安全・安心の確保に関する重要事項について調査審議する第三者機関として山梨県食の安全・安心審議会を設置し、その権限を定めることとした。

18 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとした。

19 この条例は、平成二十四年四月一日から施行することとした。ただし、7(五)、8、9及び11から16までについては、平成二十五年四月一日から施行することとした。

20 附則として、附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の規定の整備を行うこととした。

○ **地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例**（条例第十六号）（市町村課）

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、次の改正を行うこととした。

- (一) 次に掲げる条例について、市町村に移譲される事務に係る規定を整備することとした。

- (1) 山梨県の事務処理の特例に関する条例
- (2) 山梨県風致地区条例

(3) 山梨県公有地の拡大の推進に関する法律施行令第三条第三項ただし書の規模を定める条例

2 知事の権限に属する事務のうち市町村に移譲した次の法令に関する事務の一部について、処理する市町村を拡大することとした。

(一) 土地改良法

(二) 母子及び寡婦福祉法

(三) 浄化槽法

(四) 不動産登記法及び国有財産法施行令

3 この条例は、平成二十四年四月一日から施行することとした。ただし、1(一)(1)の一部については平成二十五年四月一日から、1(一)(2)については平成二十七年四月一日から施行することとした。

○ 民法等の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第十七号）（大気水質保全課）

1 民法等の一部を改正する法律の施行に伴い、次の条例について規定を整備することとした。

(一) 山梨県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

(二) 山梨県屋外広告物条例

(三) 山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例

2 この条例は、平成二十四年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（条例第十八号）（障害福祉課）

1 障害者基本法の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。

(一) 障害者基本法により都道府県に置くこととされている附属機関の名称について、引き続き、山梨県障害者施策推進協議会とすることとした。

(二) 山梨県障害者施策推進協議会の担任意務に、「障害者に関する施策の実施状況の監視」を加えることとした。

2 この条例は、障害者基本法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十号）附則第一条第一号に定める日から施行することとした。

○ 山梨県情報公開条例及び山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例（条例第十九号）（私学文書課）

1 情報公開制度の充実と行政手続等における県民の利便性の向上を図るため、次の改正を行うこととした。

(一) 山梨県住宅供給公社、山梨県土地開発公社及び山梨県道路公社（以下「地方三公社」という。）を山梨県情報公開条例の実施機関に加えることとした。

(二) 地方三公社が行う情報の開示の実施に係る費用は、知事が定める額を参酌して地方三公社が定めることとした。

(三) 地方三公社に対する情報公開の申請について、情報通信の技術を利用して行うことができないこととした。

2 この条例は、平成二十四年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（条例第二十号）（県民生活・男女参画課）

1 特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。

(一) 認定及び仮認定申請書の記載事項、認定NPO法人に義務づけられた役員報酬規程等の書類の知事への提出期限等について規定することとした。

(二) 認証申請等に係る補正が可能な軽微な不備は、客観的に明白な誤記、誤植等同一性を失わない範囲のものとするなどとした。

(三) NPO法人等の事業報告書等の謄写をできる場所は、規則で定める場所とするなどとした。

(四) 内閣府から認証事務が移管されることに伴い、規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成二十四年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県職員定数条例の一部を改正する条例（条例第二十一号）（人事課）

1 警察活動の強化を図るため、警察官の定数を千六百三十四人から千六百四十一人に引き上げることとした。

2 この条例は、平成二十四年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県職員給与条例及び山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例（条例第二十二号）（人事課）

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公務員法の一部改正に鑑み、職階制に適合する給料表に関する計画が実施されるまでの間、効力を有する、との規定を削除することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○ 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例（条例第二十三号）（人事課）

1 東日本大震災に対処するための一般職の国家公務員の休暇制度の改定等に鑑み、県職員のボランティア休暇について、特例を適用する期限を平成二十三年十二月三十一日から平成二十四年十二月三十一日まで延長することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○ 山梨県手数料条例の一部を改正する条例（条例第二十四号）（財政課）

1 介護保険法の一部改正等に鑑み、次の改正を行うこととした。

(一) 介護サービス情報の公表事務に係る次の手数料を廃止することとした。

(1) 介護サービス情報調査手数料

(2) 介護サービス情報公表手数料

(二) 介護支援専門員実務研修受講試験問題作成事務手数料の額について、千円から七百円に引き下げることとした。

2 保険業法等の一部を改正する法律の一部改正に鑑み、次の手数料を設けることとした。

特定保険業認可申請手数料 十五万円

3 この条例は、平成二十四年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例**（条例第二十五号）（警察本部会計課）

1 道路交通法施行令の一部改正等に伴い、次の改正を行うこととした。

(一) 道路交通法施行令で定める手数料の標準額に従って、運転免許試験手数料等の額を改定することとした。

(二) 運転経歴証明書の再交付にかかる手数料を次のとおり定めることとした。  
運転経歴証明書再交付手数料 千円

(三) 道路交通法施行令で標準額を定められていない手数料についても、標準額の改定に準じて改定することとした。

2 この条例は、平成二十四年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県民会館設置及び管理条例等の一部を改正する条例**（条例第二十六号）（生涯学習文化課）

1 暴力団の排除を推進するため、次の条例に係る公の施設について、暴力団の利益となる利用を排除することとした。

(一) 山梨県民会館設置及び管理条例

(二) 山梨県都市公園条例

(三) 山梨県公営企業の設置等に関する条例

(四) 山梨県立青少年センター設置及び管理条例

(五) 山梨県立愛宕山こどもの国設置及び管理条例

(六) 山梨県立職業能力開発校設置及び管理条例

(七) 山梨県立少年自然の家設置及び管理条例

(八) 山梨県立県民の森保健体育施設設置及び管理条例

(九) 山梨県立美術館設置及び管理条例

(十) 山梨県立武田の杜保健体育施設設置及び管理条例

(十一) 山梨県立県民文化ホール設置及び管理条例

(十二) 山梨県立総合福祉センター設置及び管理条例

(十三) 山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例

(十四) 山梨県立射撃場設置及び管理条例

(十五) 山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例

(十六) 山梨県立文学館設置及び管理条例

(十七) 山梨県立国際交流センター設置及び管理条例

(十八) 山梨県立地域産業振興センター設置及び管理条例

(十九) 山梨県立まきば公園設置及び管理条例

(二十) 山梨県立産業展示交流館設置及び管理条例

(二十一) 山梨県立八ヶ岳ふれあいセンター設置及び管理条例

(二十二) 山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例

(二十三) 山梨県立本栖湖青少年スポーツセンター設置及び管理条例

(二十四) 山梨県立富士ふれあいセンター設置及び管理条例

(二十五) 山梨県立聴覚障害者情報センター設置及び管理条例

(二十六) 山梨県立産業技術短期大学設置及び管理条例

(二十七) 山梨県立飯田野球場設置及び管理条例

(二十八) 山梨県立緑化センター設置及び管理条例

(二十九) 山梨県立博物館設置及び管理条例

(三十) 山梨県立中小企業人材開発センター設置及び管理条例

(三十一) 山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例

(三十二) 山梨県立図書館設置及び管理条例

2 この条例は、平成二十四年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県県税条例の一部を改正する条例**（条例第二十七号）（税務課）

1 地方税法等の一部改正等に鑑み、次の改正を行うこととした。

(一) 個人の県民税  
平成二十六年から平成三十五年までの間、個人県民税の均等割の税率を年額五百円引き上げることとした。

(2) 退職所得にかかる個人の県民税の控除の特例を廃止することとした。

(3) 東日本大震災の被災者については、住宅の再取得に係る住宅ローンについても、住宅ローン控除の適用ができることとした。

(二) 県たばこ税  
次の表の上欄に定める種類のたばこについて、同表の中欄に掲げる税率をそれぞれ同表の下欄に掲げる税率に引き下げることとした。

旧三級品以外の製造たばこ	千五百四円	八百六十円
旧三級品の製造たばこ	七百十六円	四百十一円

2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(一)(2)については平成二十五年一月一日から、1(二)については同年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県立障害者支援施設設置及び管理条例の一部を改正する条例**（条例第二十八号）（障害福祉課）

1 県立育精福祉センターについて、次の改正を行うこととした。

(一) 県立育精福祉センター成人部門を障害者支援施設として独立させ、当該施設に指定管理者制度を導入することとした。

(二) 経過措置として、施行日前においても県立育精福祉センターの指定管理者の指定の手術を行うことができることとした。

2 県立あさひワークホームにおいて、生活介護及び短期入所のサービスを新たに実施することとした。

3 この条例は、平成二十四年四月一日から施行することとした。ただし、1(一)については、平成二十五年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県認定こども園の認定の基準を定める条例の一部を改正する条例**（条例第二十九号）（児童家庭課）

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に鑑み、次の改正を行うこととした。

(一) 条例の題名を次のとおり改めることとした。

山梨県認定こども園の認定に係る要件を定める条例

(二) 国の基準を参酌して、要件に次の事項を加えることとした。

認定こども園は、その建物又は敷地の見えやすい場所に、認定こども園である旨の表示をしなければならないこと。

(三) 地域における子育て支援事業について、法で定める基準に従って定めることとした。

2 この条例は、平成二十四年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県立育精福祉センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例**（条例第三十号）（障害福祉課）

1 児童福祉法の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。

(一) 次の条例について用語を整理することとした。

(1) 山梨県立育精福祉センター設置及び管理条例

(2) 山梨県立あけぼの医療福祉センター設置及び管理条例

(一) 山梨県看護職員修学資金貸与条例で定める修学資金の返還を免除する施設について、規定を整備することとした。

2 この条例は、平成二十四年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例**（条例第三十一号）（衛生薬務課）

1 食品、添加物等の規格基準等の一部改正に鑑み、飲食店営業等の許可を受けている施設において生食用食肉の加工等をする場合における営業施設の基準として、次の事項を追加することとした。

(一) 生食用食肉を取り扱う場所は、他の食品を取り扱う場所と明確に区分された衛生的な場所であること。

(二) 次に掲げる設備等については、専用のものを設けること。

(1) 器具類用の流水式の洗浄設備

(2) 器具類を熱湯で消毒することができる設備

(3) 流水式の手洗設備及び手指の消毒装置

(三) 生食用食肉に直接接触する設備及び器具類は、専用のものを設けること。

(四) 加熱殺菌を行うのに十分な能力を有する専用の設備及び温度を正確に測定することができる専用の装置を設けること。

(五) 加熱殺菌を行った後に冷却するのに十分な能力を有する専用の設備を設けること。

2 生食用食肉の調理のみを行う営業施設の基準として、1(一)から(三)までの事項を追加することとした。

3 この条例は、平成二十四年十月一日から施行することとした。

○ **山梨県生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例**（条例第三十二号）（大気水質保全課）

1 水質汚濁に係る環境基準の一部改正に鑑み、カドミウム及びその化合物等の排水基準について、規定を整備することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○ **山梨県自然公園条例の一部を改正する条例**（条例第三十三号）（みどり自然課）

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による自然公園法の一部改正に鑑み、次の改正を行うこととした。

(一) 市町村等が公園事業の一部を執行する等の場合について、知事に協議し同意を得る必要があったものを知事への協議のみで足りることとした。

(二) 市町村等が知事に1(一)の協議をするときは、協議書を提出することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○ 山梨県工業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例（条例第三十四号）（産業支援課）

1 新たに導入した機器に係る使用料及び手数料の額を定めることとした。

2 廃棄する機器に係る使用料を削ることとした。

3 この条例は、平成二十四年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県屋外広告物条例の一部を改正する条例（条例第三十五号）（美しい県土づくり推進室）

1 屋外広告物に関する施策の一層の推進を図るため、次の改正を行うこととした。

(一) 市町村長との協議により、特定の区域に限って規制の強化・緩和を行うことができる制度を導入することとした。

(二) 第一・二種中高層住居専用地域を、広告物の設置等の禁止地域から許可地域に変更することとした。

(三) 設置の目的等を勘案し、やむを得ないと認めるときは、景観審議会の意見を聴いた上で、禁止物件への広告物の表示等を許可することができることとした。

(四) 看板の耐久性の向上を踏まえ、許可期間の上限を一年延長するとともに、手数料を見直すこととした。

(五) 正当な理由なく是正の勧告に従わない違反広告物の設置者等の氏名及び違反事実を公表する制度を導入することとした。

(六) 屋外広告物審議会を廃止し、その権能を景観審議会が担うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(四)及び(五)については、平成二十四年十月一日から施行することとした。

○ 山梨県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（条例第三十六号）（建築住宅課）

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による公営住宅法の一部改正に鑑み、次の改正を行うこととした。

(一) 単身者の入居について、一定の制限を行う規定を存続することとした。

(二) 単身者の入居を認める者の範囲については、現行のとおりとし、規則で定めるところとした。

2 この条例は、平成二十四年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十七号）（企業局総務課・電気課）

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公営企業法の一部改正等に鑑み、次の改正を行うことと

した。

(一) 補助金等をもって取得した資産の滅失等により損失が生じた場合、現行どおり、資本剰余金を取り崩して当該損失を埋めることができることとした。

(二) 電気事業に深城発電所を加えることとした。

2 この条例は、平成二十四年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例（条例第三十八号）（福利給与課）

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行によるへき地教育振興法の一部改正に鑑み、へき地学校等は、人事委員会の意見を聴いて教育委員会規則で定める基準に従い人事委員会規則で指定することとした。

2 この条例は、平成二十四年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十九号）（義務教育課）

1 東日本大震災に対処するための一般職の国家公務員の休暇制度の改定等に鑑み、学校職員のボランティア休暇について、特例を適用する期限を平成二十三年十二月三十一日から平成二十四年十二月三十一日まで延長することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○ 山梨県立学校設置条例の一部を改正する条例（条例第四十号）（新しい学校づくり推進室）

1 県立石和高等学校及び県立山梨園芸高等学校を廃止することとした。

2 この条例は、平成二十四年四月一日から施行することとした。

## 条 例

山梨県食の安全・安心推進条例をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

### 山梨県条例第十五号

山梨県食の安全・安心推進条例

#### 目次

#### 前文

第一章 総則（第一条―第六条）

第二章 推進計画等（第七条―第九条）

第三章 食の安全・安心の確保に関する基本的施策

第一節 食の安全・安心を推進するための体制整備（第十条―第十三条）

第二節 生産から販売に至る食品の安全性の確保（第十四条―第十七条）

第三節 食品に関する正確な情報の提供（第十八条―第二十一条）

第四節 関係者間の相互理解の増進・信頼関係の構築（第二十二条―第二十五条）

第四章 健康への悪影響の未然防止（第二十六条―第三十条）

第五章 山梨県食の安全・安心審議会（第三十一条―第三十三条）

第六章 雑則（第三十四条）

附則

食は、人の生命の源であり、その安全性と信頼性が確保されることは、私たちが健康で安心して暮らしていくために極めて重要である。

近年の科学技術の進歩や国際化の進展の中で、国内外からもたらされる多種多様な食品が日々の食卓を彩り、私たちは、豊かな食生活を楽しむことができるようになった。

一方、近年、食品の安全性を脅かし、その信頼性を揺るがす事態が相次いで発生していることを背景として、県民の食に対する関心はますます高まっており、食の安全・安心の確保に向けた一層の取組が強く求められている。

本県は、全国屈指の果樹王国として、また、我が国におけるワインの主産地として広く知られており、本県の風土が擁する清らかな水や空気、恵まれた自然環境を活かした様々な農林水産物やそれらを主な原材料とした加工食品、ほうとうや煮貝などの郷土食・食文化は県民全ての誇りであり、本県のブランドイメージの重要な構成要素となっている。それらを守り、育て、次の世代に継承していくためにも、県産食品の安全・安心の確保は不可欠である。

今こそ、生産者、事業者、県民の全てが、食の重要性を十分に認識し、環境の保全にも配慮しながら、食の安全・安心の確保に向けて、創意工夫を重ね、それぞれの責務や役割を協働して果たすことが必要である。

ここに、県民の総意として、消費者が安全にかつ安心して消費できる食品等の生産及び供給の拡大を通じ、健康で安心して暮らせる豊かな県民生活の実現に寄与するため、将来にわたって食の安全・安心の確保を推進することを決意し、この条例を制定する。

## 第一章 総則

### （目的）

**第一条** この条例は、食の安全・安心の確保に関し、基本理念を定め、県、生産者及び事業者の責務並びに県民の役割を明らかにし、並びに食の安全・安心の確保に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって安全にかつ安心して消費することができる食品等の生産及び供給の確保に資することを目的とする。

### （定義）

**第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 食の安全・安心の確保 食品等の安全性及び食品等に対する消費者の信頼を確保することをいう。

二 食品 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四条第一項に規定する食品をいう。

三 食品等 食品、添加物（食品衛生法第四条第二項に規定する添加物をいう。）、器具（同条第四項に規定する器具をいう。）、容器包装（同条第五項に規定する容器包装をいう。）及び食品の原材料として使用される農林水産物をいう。

四 生産資材 肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材をいう。

五 生産者 農林水産物（食用以外の用途に供するものを除く。）の生産（採取を含む。以下同じ。）の事業を行う者及びその組織する団体をいう。

六 事業者 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 食品又は添加物の採取、製造、輸入、加工、調理、貯蔵、運搬又は販売の事業（農業及び水産業における食品の採取業を除く。）を行う者

ロ 器具又は容器包装の製造、輸入又は販売の事業を行う者

ハ 学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する事業を行う者

ニ 生産資材の生産、製造、輸入、加工又は販売の事業を行う者

七 特定事業者 食品等の製造、輸入、加工又は販売の事業を行う者であって、県内に事務所、事業所その他その事業を行うための施設を有するものをいう。

### （基本理念）

**第三条** 食の安全・安心の確保は、このために必要な措置が県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に講じられることにより、行われなければならない。

2 食の安全・安心の確保は、このために必要な措置が食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において適切に講じられることにより、行われなければならない。

3 食の安全・安心の確保は、このために必要な措置が科学的知見に基づいて講じられることにより、食品を摂取することによる県民の健康への悪影響が未然に防止されるようにすることを旨として、行われなければならない。

4 食の安全・安心の確保は、食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階における行為が環境に及ぼす影響に配慮して、行われなければならない。

5 食の安全・安心の確保は、県、生産者、事業者及び県民が、それぞれの責務又は役

割を認識し、相互理解を深め、及び連携協力を図りつつ、行われなければならない。

(県の責務)

**第四条** 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(生産者及び事業者の責務)

**第五条** 生産者及び事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、自らが食品等の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識し、食品等の生産から販売に至る一連の行程の各段階において、食品等の安全性を確保するために必要な措置を適切に講ずる責務を有する。

2 生産者及び事業者は、前項の措置を講ずるに当たっては、その使用人その他の従業者が食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深めることができるよう特に配慮しなければならない。

3 生産者及び事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る食品等又は生産資材に起因して県民の健康に悪影響が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、自らが食品等の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識して、速やかにその原因を究明し、及びその拡大又は発生の防止のために必要な措置を迅速かつ確実に講ずる責務を有する。

4 生産者及び事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る食品等又は生産資材に関する正確かつ適切な情報の提供に努めなければならない。

5 前四項に掲げるもののほか、生産者及び事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策に協力する責務を有する。

(県民の役割)

**第六条** 県民は、基本理念にのっとり、自ら進んで、食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深め、及び必要な情報を収集するよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのっとり、食品等の消費に際しては、その使用、調理、保存その他の取扱いに起因して人の健康に悪影響を及ぼすことがないよう努めるものとする。

3 県民は、基本理念にのっとり、県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策について意見を表明するように努めること等によって、食の安全・安心の確保に積極的な役割を果たすものとする。

第二章 推進計画等

(推進計画)

**第七条** 知事は、食の安全・安心の確保に関する施策の総合かつ計画的な推進を図るため、食の安全・安心の確保に関する施策の推進に関する計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。  
一 食の安全・安心の確保に関する施策についての基本的な方針  
二 前号に掲げるもののほか、食の安全・安心の確保に関する施策を総合かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、山梨県食の安全・安心審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。  
5 前二項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(推進計画の実施状況の公表)

**第八条** 知事は、毎年度、推進計画の実施状況を山梨県食の安全・安心審議会に報告し、かつ、これを公表しなければならない。

(施策の提案)

**第九条** 県は、県民から食の安全・安心の確保に関する施策の策定、改善又は廃止についての提案があったときは、第七条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定により県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずる場合を除き、当該提案について検討を行い、当該提案をした者に対してその結果を通知するとともに、その内容を公表するものとする。

第三章 食の安全・安心の確保に関する基本的施策

第一節 食の安全・安心を推進するための体制整備

(危機管理体制の整備等)

**第十条** 県は、食品を摂取することにより県民の健康に係る重大な被害が生ずることを防止するため、当該被害が生じ、又は生ずるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生を防止に関する体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(人材の育成)

**第十一条** 県は、食の安全・安心の確保に関する実践的かつ専門的な知識を有する人材を育成するため、講習会の開催その他の必要な施策を実施するものとする。

(国等との連携等)

**第十二条** 県は、食の安全・安心の確保に関する施策が円滑かつ効果的に実施されるよう、国及び他の地方公共団体との連携を図るものとする。

2 県は、食の安全・安心の確保を図るため必要があると認めるときは、国又は他の地

方公共団体に対し、意見を述べ、又は必要な措置を講ずるよう要請するものとする。  
(関係者との連携及び協働)

**第十三条** 県は、消費者、生産者、事業者、消費者団体その他の関係者と連携し、及び協働して、食の安全・安心の確保に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第二節 生産から販売に至る食品の安全性の確保  
(監視の的確な実施及び指導等の充実)

**第十四条** 県は、食の安全・安心の確保を図るため、食品等の生産から販売に至る一連の行程の各段階において、監視を的確に行うとともに、指導及び検査の充実に努めるものとする。

(調査研究の推進)

**第十五条** 県は、食の安全・安心の確保に関する施策を科学的知見に基づいて適切に実施するため、必要な調査研究を推進するものとする。

(生産者の自主的な取組の促進)

**第十六条** 県は、食の安全・安心の確保に関する生産者の自主的な取組を促進するため、生産に係る工程の管理に関する手法の普及、環境への負荷の低減に配慮した農業生産方式に関する研究開発及びその成果の普及その他の必要な施策を実施するものとする。

(事業者の自主的な取組の促進)

**第十七条** 県は、食の安全・安心の確保に関する事業者の自主的な取組を促進するため、食品衛生に関する最新の知識の普及、食品の製造又は加工の過程における高度な衛生管理の方法の導入に対する支援その他の必要な施策を実施するものとする。

第三節 食品に関する正確な情報の提供  
(情報の記録及び保存)

**第十八条** 生産者は、農林水産物に対する消費者の信頼を確保するため、農林水産物の生産に関する情報の記録及び保存に努めるものとする。

2 事業者は、食品等に対する消費者の信頼を確保するため、食品等又は生産資材の製造、輸入、加工、販売等に関する情報の記録及び保存に努めるものとする。

3 県は、生産者及び事業者が行う前二項の取組を促進するため、必要な助言又は指導を行うものとする。

(情報の収集及び提供)

**第十九条** 県は、食の安全・安心の確保に関する情報の収集、整理及び分析を行い、並びに消費者、生産者、事業者その他の関係者に対し、必要な情報を提供するものとする。

2 県は、生産者、事業者その他の関係者が保有する食の安全・安心の確保に関する情

報について、生産者、事業者その他の関係者による提供が促進されるよう必要な施策を実施するものとする。

(適正な食品表示の確保)

**第二十条** 県は、食品の表示に対する消費者の信頼を確保するため、食品衛生法その他の法令の規定による食品の表示が適正に行われるよう、監視及び指導を行うとともに、食品の表示の制度に関する知識の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

(原産地に関する情報の提供の充実)

**第二十一条** 事業者は、食品に対する消費者の信頼を向上させるとともに、消費者の適切な判断に基づく食品の選択に資するため、国内で生産された畜産物(食用に供されるものに限る。 )又は加工食品(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)第十九条の十三第一項又は第二項の規定により定められた品質に関する表示の基準において原材料の原産地を表示すべきこととされている加工食品をいう。 )を県内で消費者に販売するときは、別に知事が定めるところにより、当該畜産物の原産地又は当該加工食品の原材料の原産地に関する情報の提供の充実に努めるものとする。

2 前項の規定は、事業者が自ら生産し、製造し、又は加工した食品を、当該食品を生産し、製造し、若しくは加工した施設又は場所において直接に消費者に対して販売する場合には、適用しない。

第四節 関係者間の相互理解の増進・信頼関係の構築  
(相互理解の増進等)

**第二十二条** 県は、食の安全・安心の確保に関し、消費者、生産者、事業者その他の関係者間において、相互理解を増進し、信頼関係の構築を促進するため、情報及び意見の交換の機会の提供その他の必要な施策を実施するものとする。

(食の安全・安心推進月間)

**第二十三条** 県民の間に広く食の安全・安心の確保についての関心を高め、及びその理解を深めるとともに、食の安全・安心の確保に対する県民の意識の高揚を図るため、食の安全・安心推進月間を設ける。

2 食の安全・安心推進月間は、九月とする。

3 県は、食の安全・安心の確保に関して特に優れた取組を行ったものの表彰その他の食の安全・安心推進月間の趣旨にふさわしい事業を行うものとする。

(認証制度の普及)

**第二十四条** 県は、県内で生産された農林水産物又はこれを主たる原材料として県内で製造され、加工され、若しくは調理された食品であって、安全かつ良質なものの認証に係る制度の普及に努めるものとする。

(食育及び地産地消の推進)

**第二十五条** 県は、食の安全・安心の確保に関する県民の知識と理解を深めるとともに、県民の食に関する適切な判断力を養うため、食育を推進するものとする。

2 県は、食の安全・安心の確保に関する県民の知識と理解を深めるとともに、消費者、生産者、事業者その他の関係者間における相互理解の促進に資するため、地産地消（地域で生産された農林水産物又はこれを主たる原材料として地域内において製造され、加工され、若しくは調理された食品を、その生産され、製造され、加工され、若しくは調理された地域内において消費することをいう。）を推進するものとする。

第四章 健康への悪影響の未然防止

(出荷の制限)

**第二十六条** 生産者は、食品衛生法第十一条第二項又は第三項の規定により販売してはならないこととされている食品に該当する農林水産物を出荷してはならない。

(自主回収の報告)

**第二十七条** 特定事業者は、その製造し、輸入し、加工し、又は販売した食品等（食品の原材料として使用される農林水産物を除く。以下この条において同じ。）の自主的な回収（法令の規定による命令を受けて行う回収以外の回収をいう。以下この条において「自主回収」という。）に着手した場合であつて、当該食品等が次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を知事に報告しなければならない。

一 食品衛生法の規定に違反する食品等（同法第十九条第二項の規定に違反する食品等にあつては、規則で定めるものに限る。）

二 前号に掲げるもののほか、人の健康への悪影響を未然に防止する観点から、この項の規定による報告が必要と認められる食品等として規則で定めるもの

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

一 特定事業者が自主回収に着手した食品等が消費者に販売されていないことが明らかであるとき。

二 特定事業者が自主回収に着手した食品等の販売の相手方の全てを特定し、かつ、当該相手方の全てに対し、当該食品等の自主回収に着手したことについて、直ちに知らせることができるとき。

三 特定事業者が自主回収に着手した食品等が県内に流通していないことが明らかであるとき。

3 第一項の規定による報告を行った特定事業者は、当該報告に係る自主回収を終了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を知事に報告しなければならない。

4 知事は、第一項の規定による報告に係る自主回収の措置が人の健康に係る被害の発生又は拡大を防止する上で適切でないとき、当該報告を行った特定事業者に対し、当該自主回収の措置の変更に係る助言又は指導を行うことができる。

5 知事は、第一項又は第三項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を公表するものとする。

(危害情報の申出)

**第二十八条** 人の健康に悪影響が生じ、又は生ずるおそれのある食品等に関する情報を入力した者は、知事に対し、適切に対応するよう申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があつた場合において、当該申出に相当の理由があると認めるときは、関係法令又はこの条例の規定により、必要な調査を行い、その結果が必要であると認めるときは、必要な措置を講ずるものとする。

(立入検査等)

**第二十九条** 知事は、この章の規定を施行するため必要があるときは、法令又は他の条例に規定する措置を講ずる場合を除き、生産者、事業者その他の関係者から必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、食品等、生産資材、施設、設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において、食品等、生産資材その他の物件の提出を求めさせることができる。

2 前項の規定により立入検査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(措置勧告)

**第三十条** 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

一 生産者が第二十六条の規定に違反して農林水産物を出荷したとき。当該生産者

二 特定事業者が第二十七条第一項の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。当該特定事業者

三 生産者又は事業者が前条第一項の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査若しくは提出を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。当該生産者又は当該事業者

2 知事は、食品を摂取することによる県民の健康への悪影響を未然に防止するため必要があると認めるときは、法令又は他の条例に規定する措置を講ずる場合を除き、生産者又は事業者に対し、当該悪影響を未然に防止するために必要な措置を講ずべきこ

2 知事は、食品を摂取することによる県民の健康への悪影響を未然に防止するため必要があると認めるときは、法令又は他の条例に規定する措置を講ずる場合を除き、生産者又は事業者に対し、当該悪影響を未然に防止するために必要な措置を講ずべきこ

とを勧告することができる。

3 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、山梨県食の安全・安心審議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合であつて、あらかじめ、山梨県食の安全・安心審議会の意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

4 前項ただし書に規定する場合において、知事は、その旨及びその勧告の内容を山梨県食の安全・安心審議会に報告しなければならない。

5 知事は、第一項又は第二項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくて当該勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

6 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第五章 山梨県食の安全・安心審議会

(山梨県食の安全・安心審議会)

第三十一条 次に掲げる事務を行うため、知事の附属機関として山梨県食の安全・安心審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

一 この条例によりその権限に属させられた事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、食の安全・安心の確保に関する重要事項について調査審議すること。

2 審議会は、委員十五人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

一 消費者

二 生産者

三 事業者

四 学識経験のある者

4 委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会に会長及び副会長一人を置く。

6 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

7 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

9 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

10 会議は、委員の二分の一以上が出席しなければ開くことができない。

11 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門的知識を有する者からの意見聴取)

第三十二条 審議会は、必要があると認めるときは、食の安全・安心の確保に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(審議会の運営に関する委任)

第三十三条 前二条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第六章 雑則

第三十四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第二十一条、第二十六条、第二十七条、第二十九条及び第三十条の規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

(附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和四十年山梨県条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「山梨県消費生活紛争処理委員会の委員」を

「山梨県消費生活紛争処理委員会の委員  
山梨県食の安全・

安心審議会の委員」に改める。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第十六号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

(山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第一条 山梨県の事務処理の特例に関する条例(平成十一年山梨県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中一の項及び一の二の項を削り、一の三の項を一の項とする。

第二条の表二の項中「各市町村」を「各町村」に改める。

第二条の表六の二の項中「丹波山村」を「小菅村 丹波山村」に改める。

第二条の表十の三の項を削る。

第二条の表十の四の項中「法に」を「農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号。以下この項において「法」という。）に」に改め、同項を同表十の三の項とする。

第二条の表十一の項を削り、十一の二の項を十一の項とする。

第二条の表十二の項中「各市町村（甲府市を除く。）」を「各町村」に改める。

第二条の表十三の項中「甲府市 山梨市 南アルプス市 甲斐市 笛吹市 甲州市 富士川町」を「富士川町」に改める。

第二条の表十三の二の項中「甲府市 山梨市 南アルプス市 甲斐市 笛吹市 甲州市 早川町」を「早川町」に改める。

第二条の表十四の項中「各市町村」を「各町村」に改める。

第二条の表十五の項中「この項」の下に「及び次項」を加え、同項ホ中「及び立入検査」を削り、同項へを削る。

第二条の表十五の六の項を削り、十五の五の項を十五の六の項とする。

第二条の表十五の四の項中「甲州市」を「甲州市 中央市 市川三郷町」に改め、同項を同表十五の五の項とする。

第二条の表十五の三の項を十五の四の項とし、十五の二の項を十五の三の項とし、十五の項の次に次の一項を加える。

十五の二 政令第四条第二項の規定に基づく法第十九条第二項の規定

による立入検査

各町村

第二条の表十六の三の項中「南アルプス市 甲斐市 笛吹市 甲州市 忍野村」を

「忍野村」に改める。

第二条の表十七の項口中「において準用する法第四十二条第二項」を削り、同項二

及びレ中「第四十二条第二項」を「第五十二条の二第二項」に改め、同項中「各市町

村（甲府市を除く。）」を「各町村」に改める。

第二条の表十九の三の項中「南アルプス市 甲斐市 笛吹市 甲州市 忍野村」を

「忍野村」に改める。

第二条の表十九の四の項中「韮崎市 南アルプス市 甲斐市 笛吹市 甲州市 中

央市 市川三郷町」を「市川三郷町」に改める。

第二条の表二十の項中「各市町村」を「各町村」に改める。

第二条の表二十一の三の項中「南アルプス市 甲斐市 笛吹市 甲州市 忍野村」

を「忍野村」に改める。

第二条の表二十一の五の項中「甲州市」を「甲州市 中央市」に改める。

第二条の表二十二の六の項中「笛吹市」を「笛吹市 上野原市」に改める。

第二条の表二十二の八の項中「富士吉田市 都留市 山梨市 大月市 韮崎市 南

アルプス市 甲斐市 笛吹市 上野原市 甲州市 中央市 市川三郷町」を「市川三

郷町」に改める。

第二条の表二十七の項ホ中「汚水」の下に「又は粉じん」を、「限る。」の下に「夕

及びレを除き、」を加え、同項中ツをナとし、夕からソまでをソからネまでとし、ヨ

の次に次のように加える。

夕 条例第三十七条の二第一項の規定による汚水に係る特定施設に

係る事故の状況及び講じた措置の概要の届出の受理

レ 条例第三十七条の二第二項の規定による汚水に係る特定施設に

係る応急の措置の命令

（山梨県風致地区条例の一部改正）

第二条 山梨県風致地区条例（昭和四十五年山梨県条例第二十六号）の一部を次のよう

に改正する。

第一条中「もの」の下に「（二以上の市町村の区域にわたるものに限る。）」を加

える。

第二条第一項中「甲府市の区域においては甲府市長」を「市の区域にあつては、当

該市の長」に改め、同条第三項中「甲府市」を「市」に、「市町村」を「町村」

に、「特例市町村」を「特例町村」に改める。

（山梨県公有地の拡大の推進に関する法律施行令第三条第三項ただし書の規模を定める

条例の一部改正）

第三条 山梨県公有地の拡大の推進に関する法律施行令第三条第三項ただし書の規模を

定める条例（平成十五年山梨県条例第六号）の一部を次のように改正する。

本則中「市町村」を「町村」に改め、本則の表中「甲府市（旧上九一色村の区域を

除く。） 富士吉田市 都留市 山梨市（旧牧丘町及び旧三富村の区域を除く。）

大月市 韮崎市 南アルプス市 甲斐市 笛吹市（旧芦川村の区域を除く。） 上野

原市（旧秋山村の区域を除く。） 甲州市（旧大和村の区域を除く。） 中央市 市

川三郷町」を「市川三郷町」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第一条中山梨県の事務

処理の特例に関する条例第二条の表十三の項及び十三の二の項の改正規定並びに十五

の六の項を削る改正規定は平成二十五年四月一日から、第二条の規定は平成二十七年四月一日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

2 この条例の施行の際第一条の規定による改正後の山梨県の事務処理の特例に関する条例(以下この項において「新条例」という。)第二条の表十五の五の項及び二十一の五の項の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に当該法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては新条例第二条の表十五の五の項及び二十一の五の項の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における当該法令の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(山梨県風致地区条例の一部改正に伴う経過措置)

3 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令等の整備等に関する政令(平成二十三年政令第三百六十三号)による改正後の風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令(以下「新令」という。)で定める基準に従って市町村が定める条例の施行により、山梨県風致地区条例が新令で定める基準に従ったものとみなされないこととなる場合における山梨県風致地区条例が新令で定める基準に従ったものとみなされないこととなる日前行為の許可の申請及び行為の許可並びに同日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

民法等の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

### 山梨県条例第十七号

民法等の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例

(山梨県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

**第一条** 山梨県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和六十年山梨県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第五号中「の一に」を「又は次号のいずれかに」に改め、同項第六号中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第七号中「一を」を「いずれかを」に改める。

山梨県公報号外 第十六号 平成二十四年三月三十日

(山梨県屋外広告物条例の一部改正)

**第二条** 山梨県屋外広告物条例(平成三年山梨県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項第四号中「住所」の下に「(法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び住所並びにその代表者及び役員(の氏名))」を加える。

第三十条第一項第六号中「前各号」の下に「又は次号」を加える。

第四十条第一号中「法定代理人」の下に「(法定代理人が法人である場合にあっては、その役員)」を加える。

(山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例の一部改正)

**第三条** 山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例(平成十九年山梨県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号へ中「法定代理人」の下に「(その法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第二十二条第一号において同じ。)」を加える。

### 附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

### 山梨県条例第十八号

山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

山梨県附属機関の設置に関する条例(昭和六十年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第三十六条第一項の審議会その他の合議制の機関 山梨県障害者施策推進協議会

別表第二山梨県障害者施策推進協議会の項中「(昭和四十五年法律第八十四号)第三十四条第二項」を「第三十六条第一項」に、「及び」を「の調査審議及びその施策の実施状況の監視並びに」に改める。

### 附則

この条例は、障害者基本法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第九十号)附則第一条第一号に定める日から施行する。

山梨県情報公開条例及び山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

### 山梨県条例第十九号

山梨県情報公開条例及び山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

(山梨県情報公開条例の一部改正)

**第一条** 山梨県情報公開条例(平成十一年山梨県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「並びに県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)」を、「県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)」並びに山梨県住宅供給公社、山梨県土地開発公社及び山梨県道路公社(以下「地方三公社」という。)」に改め、同条第二項中「地方独立行政法人」の下に「及び地方三公社」を加える。

第八条第一号ハ中「地方独立行政法人」の下に「及び地方三公社」を加え、同条第二号中「及び地方独立行政法人」を、「地方独立行政法人及び地方三公社」に改め、同条第五号中「及び地方独立行政法人の機関」を、「地方独立行政法人及び地方三公社」に改め、同条第六号中「又は地方独立行政法人の機関」を、「地方独立行政法人及び地方三公社」に改め、同号ロ及びホ中「又は地方独立行政法人」を、「地方独立行政法人又は地方三公社」に改める。

第十六条第一項中「地方独立行政法人」の下に、「地方三公社」を加える。

第十九条第一項中「設立した地方独立行政法人」の下に「又は地方三公社」を、「当該地方独立行政法人」の下に「又は当該地方三公社」を加える。

第十九条の二の見出し中「地方独立行政法人」を「地方独立行政法人等」に改め、同条中「設立した地方独立行政法人」の下に「若しくは地方三公社」を、「又は当該地方独立行政法人」の下に「若しくは地方三公社」を、「当該地方独立行政法人」の下に「又は当該地方三公社」を加える。

第三十九条第一項中「地方独立行政法人」の下に「及び地方三公社」を加える。

(山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

**第二条** 山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年山梨県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「県の機関」を「県の機関等」に改め、同号に次のように加える。

二 山梨県住宅供給公社、山梨県土地開発公社及び山梨県道路公社

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の山梨県情報公開条例(以下この項及び次項において「新条例」という。)の規定は、新条例第二条第一項に規定する地方三公社が保有する同条第二項に規定する行政文書にあつては、平成十二年四月一日以後に作成し、又は取得したものについて適用する。

3 新条例第八条及び第十六条第一項の規定は、新条例の施行の日以後にされた開示請求について適用し、同日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

山梨県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

### 山梨県条例第二十号

山梨県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

山梨県特定非営利活動促進法施行条例(平成十年山梨県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

3 法第十条第三項に規定する軽微な不備は、客観的に明白な誤記、誤植又は脱字に係るものその他の内容の同一性を失わない範囲のものとする。

第二条の二を削る。

第三条に次の一項を加える。

2 第二条第三項の規定は、法第二十五条第五項において準用する法第十条第三項に規定する軽微な不備について準用する。

第九条を削る。

第八条中「第三十四条第四項」を「第三十四条第三項」に改め、同条に次の二項を加え、同条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条を第七条とする。

2 第二条第二項の規定は、法第三十四条第五項において準用する法第十条第一項第二号ハの各役員住所又は居所を証する書面について準用する。

3 第二条第三項の規定は、法第三十四条第五項において準用する法第十条第三項に規定する軽微な不備について準用する。

第五条の見出し中「閲覧」の下に「及び謄写」を加え、同条中「第二十九条第二項」を「第三十条」に改め、「閲覧」の下に「及び謄写」を加え、同条を第六条とする。

第四条中「第二十九条第一項」を「第二十九条」に改め、「提出は」の下に「規則で定めるところにより」を加え、同条を第五条とする。

第三条の次に次の一条を加える。

(定款の変更の届出)

**第四条** 法第二十五条第六項の規定による定款の変更の届出は、規則で定めるところにより、同項に掲げる書類を添付した届出書を知事に提出してするものとする。

第十三条を第二十三条とする。

第十二条第一項中「電子文書法」を「法第七十五条の規定により読み替えて適用する電子文書法」に、「に規定する主務省令」を「の条例」に、「第二十八条第二項」を

「第二十八条第三項、法第四十五条第一項第五号（法第五十一条第五項及び法第六十三条第五項において準用する場合を含む。）並びに法第五十二条第四項及び法第五十四条第五項（これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む。）」に改め、同条を第二十二条とする。

第十一条第一項中「電子文書法」を「法第七十五条の規定により読み替えて適用する電子文書法」に、「に規定する主務省令」を「の条例」に、「第二十八条第一項及び第三十五条第一項」を「法第二十八条第一項、法第三十五条第一項及び法第五十四条第二項から第四項まで」に改め、同条を第二十一条とする。

第十条第一項を次のように改め、同条を第二十条とする。

法第七十五条の規定により読み替えて適用する民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号。以下「電子文書法」という。）第三条第一項の条例で定める保存は、法第十四条（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）、次条第一項において同じ。）、法第二十八条第一項及び第二項、法第三十五条第一項、法第五十四条第一項（法第六十二条（法第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び法第五十四条第二項から第四項まで（これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む。）、次条第一項において同じ。）の規定による書面の備置きとする。

第九条の次に次の十条を加える。

(認定の申請)

**第十条** 法第四十四条第一項の規定により同項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

一 申請年月日

二 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

三 現に行っている事業の概要

四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(認定の有効期間の更新申請)

**第十一条** 法第五十一条第二項の規定により法第四十四条第一項の認定の有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

一 申請年月日

二 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

三 法第四十四条第一項の認定の有効期間（法第五十一条第二項の規定により法第四十四条第一項の認定の有効期間の更新がされた場合にあつては、当該更新された有効期間）の満了の日

四 現に行っている事業の概要

五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出等)

**第十二条** 第四条及び第五条の規定は、県の区域内及び他の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人のうち知事が所轄するもの以外のものが行う法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する法第二十五条第六項及び法第二十九条の規定による届出及び書類の提出について準用する。

2 法第五十二条第二項の規定による書類の提出は、規則で定めるところにより、同項に掲げる書類を添付した届出書を知事に提出してするものとする。

(役員報酬規程等の提出)

**第十三条** 法第五十五条第一項の規定による書類の提出は、規則で定めるところにより、毎事業年度初めの三月以内に行うものとする。

2 法第五十五条第一項の書類のうち法第五十四条第二項第二号に掲げる書類については、既に知事に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その旨を記載した書類をもって同号に掲げる書類に代えることができる。

(助成金支給書類等の提出)

**第十四条** 法第五十五条第二項の書類のうち法第五十四条第三項の書類は、規則で定めるところにより、事後遅滞なく提出するものとする。

2 法第五十五条第二項の書類のうち法第五十四条第四項の書類は、規則で定めるところにより、事前に（災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出が困難なときは、事後遅滞なく）提出するものとする。

(役員報酬規程等の閲覧場所)

**第十五条** 法第五十六条の規定による閲覧及び謄写は、規則で定める場所において行うものとする。

(仮認定の申請)

**第十六条** 法第五十八条第一項の規定により同項の仮認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

一 申請年月日

二 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

三 現に行っている事業の概要

四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)

**第十七条** 第四条及び第五条の規定は県の区域内及び他の都道府県の区域内に事務所を設置する仮認定特定非営利活動法人のうち知事が所轄するもの以外のものが行う法第六十二条において準用する法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する法第二十五条第六項及び法第二十九条の規定による届出及び書類の提出について、第十二条第二項の規定は法第六十二条において準用する法第五十二条第二項の規定による書類の提出について、第十三条の規定は法第六十二条において準用する法第五十五条第一項の規定による書類の提出について、第十四条の規定は法第六十二条において準用する法第五十五条第二項の規定による書類の提出について、第十五条の規定は法第六十二条において準用する法第五十六条の規定による閲覧及び謄写について、それぞれ準用する。

(合併の認定申請)

**第十八条** 法第六十三条第一項の規定により合併の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、第九条第一項の申請書の提出に併せて、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

一 申請年月日

二 合併しようとする認定特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

三 合併後存続し、又は合併により設立する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

2 前項の規定は、法第六十三条第二項の規定により合併の認定を受けようとする仮認定特定非営利活動法人について準用する。この場合において、前項第二号中「認定特

定非営利活動法人」とあるのは、「仮認定特定非営利活動法人」と読み替えるものとする。

(情報通信の技術を利用する方法による手続)

**第十九条** 法第七十四条の規定により読み替えて適用する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)の規定により、法第七十四条に規定する手続を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

山梨県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

**山梨県条例第二十一号**

山梨県職員定数条例の一部を改正する条例

山梨県職員定数条例(昭和二十八年山梨県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第六条中「一、六三四人」を「一、六四一人」に、「一、九四五人」を「一、九五二人」に改める。

附 則 附則第三項中「千六百四十九人」を「千六百五十六人」に改める。

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

山梨県職員給与条例及び山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

**山梨県条例第二十二号**

山梨県職員給与条例及び山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例

(山梨県職員給与条例の一部改正)

**第一条** 山梨県職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「及び効力」を削り、同条第二項を削る。

(山梨県警察職員給与条例の一部改正)

**第二条** 山梨県警察職員給与条例（昭和二十九年山梨県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「及び効力」を削り、同条第二項を削る。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

**山梨県条例第二十三号**

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山梨県条例第五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十四年十二月三十一日」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

**山梨県条例第二十四号**

山梨県手数料条例の一部を改正する条例

山梨県手数料条例（平成十二年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二の百六十九の二の項中「千円」を「七百元」に改める。  
別表第二の百七十一の二の項及び百七十一の三の項を削る。  
別表第二の百八十の項の次に次の一項を加える。

百八十の二 保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第二条第一項の規定に基づく特定保険業の認可の申請に対する審査	特定保険業認可申請手数料	十五万円
---	--------------	------

別表第三の八の項及び九の項を削る。

**附 則**

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

**山梨県条例第二十五号**

山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

山梨県警察関係手数料条例（平成十二年山梨県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中第三十一号を第三十二号とし、第二十号から第三十号までを一号ずつ繰り下げ、第十九号の次に次の一号を加える。

二十 道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十条の十三第一項の規定による運転経歴証明書の再交付を受けようとする者 運転経歴証明書再交付手数料

第七条第五項中「同項第二十六号」を「同項第二十七号」に改める。  
別表第六の十一の項を次のように改める。

十一 運転免許試験手数料	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験	法第九十七条の二第一項第一号又は第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	千九百円
		法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	四千六百円（法第九十七項の規定の適用を受けない場合）
			七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用し





<p>二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能</p>	<p>大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査</p>	<p>四千四百五十円</p>
<p>大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査</p>	<p>七千円</p>	<p>七千円</p>
<p>普通自動車免許に係る技能検定員審査</p>	<p>六千四百円</p>	<p>六千四百円</p>
<p>特定第一種運転免許に係る技能検定員審査</p>	<p>二千二百円</p>	<p>二千二百円</p>
<p>大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査</p>	<p>七千八百円</p>	<p>七千八百円</p>
<p>三 法第八十二条の二十八第四項に規定する教則の内容となつてゐる事項</p>	<p>大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査</p>	<p>二千二百円</p>
<p>普通自動車免許に係る技能検定員審査</p>	<p>千八百五十円</p>	<p>千八百五十円</p>
<p>特定第一種運転免許に係る技能検定員審査</p>	<p>二千二百円</p>	<p>二千二百円</p>
<p>大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査</p>	<p>二千二百円</p>	<p>二千二百円</p>
<p>普通自動車免許に係る技能検定員審査</p>	<p>千八百五十円</p>	<p>千八百五十円</p>
<p>特定第一種運転免許に係る技能検定員審査</p>	<p>二千二百円</p>	<p>二千二百円</p>
<p>四 自動車教習所に関する法令についての知識</p>		
<p>五 技能検定の実施に関する知識</p>	<p>大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査</p>	<p>二千二百五十円</p>
<p>普通自動車免許に係る技能検定員審査</p>	<p>二千円</p>	<p>二千円</p>
<p>特定第一種運転免許に係る技能検定員審査</p>	<p>二千二百五十円</p>	<p>二千二百五十円</p>
<p>六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識</p>	<p>大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査</p>	<p>千八百五十円</p>
<p>普通自動車免許に係る技能検定員審査</p>	<p>千九百五十円</p>	<p>千九百五十円</p>
<p>特定第一種運転免許に係る技能検定員審査</p>	<p>二千四百五十円</p>	<p>二千四百五十円</p>
<p>大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査</p>	<p>三千百五十円</p>	<p>三千百五十円</p>
<p>七 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運送代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第二条第一項に規定する自動車運送代行業に関する法令についての知識</p>	<p>大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査</p>	<p>二千七百円</p>

備考

一 技能検定員審査を受けようとする者が一の項及び二の項の上欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、一の項及び二の項の下欄に定めるところによるほか、別表第六の二十三の項の下欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については二千九百五十円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については九百円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については千五百円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については三千五十円を減ずるものとする。

二 技能検定員審査を受けようとする者が三の項及び四の項の上欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、三の項及び四の項の下欄に定めるところによるほか、別表第六の二十三の項の下欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については三百五十円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については二百円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については三百五十円を減ずるものとする。

別表第八を次のように改める。  
別表第八（第七条関係）

審査細目		区分	教習指導員審査手数料の額から減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能		大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	四千五百円
		普通自動車免許に係る教習指導員審査	三千七百五十円
		特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	千三百円

二 技能教習に必要な教習の技能		大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	四千四百五十円
		大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	千四百五十円
		普通自動車免許に係る教習指導員審査	千四百円
		特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	千五百円
三 学科教習に必要な教習の技能		大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	千九百円
		大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	千三百五十円
		普通自動車免許に係る教習指導員審査	千三百円
		特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	千五百円
四 法第百八条の二十八第四項に規定する教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識		大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	千四百五十円
		普通自動車免許に係る教習指導員審査	千二百円
		特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	千二百五十円

<p>五 自動車教習所に関する法令についての知識</p>	<p>大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査</p>	<p>千四百五十円</p>
<p>普通自動車免許に係る教習指導員審査</p>	<p>普通自動車免許に係る教習指導員審査</p>	<p>千二百円</p>
<p>特定第一種運転免許に係る教習指導員審査</p>	<p>特定第一種運転免許に係る教習指導員審査</p>	<p>千二百五十円</p>
<p>六 教習指導員として必要な教育についての知識</p>	<p>大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査</p>	<p>千三百五十円</p>
<p>普通自動車免許に係る教習指導員審査</p>	<p>普通自動車免許に係る教習指導員審査</p>	<p>千百五十円</p>
<p>特定第一種運転免許に係る教習指導員審査</p>	<p>特定第一種運転免許に係る教習指導員審査</p>	<p>千百五十円</p>
<p>七 道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運送代行業務の適正化に関する法律第二条第一項に規定する自動車運送代行業に関する法令についての知識</p>	<p>大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査</p>	<p>二千七百円</p>
<p>備考 一 教習指導員審査を受けようとする者が一の項及び二の項の上欄に掲げる審査細目についての審査のいづれをも免除される者である場合にあつては、一の項及び二の項の下欄に定めるところによるほか、別表第六の二十五の項の下欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については三千円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については九百五十円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については千五十円を、大型</p>		

自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については三千五十円を減ずるものとする。

二 教習指導員審査を受けようとする者が四の項及び五の項の上欄に掲げる審査細目についての審査のいづれをも免除される者である場合にあつては、四の項及び五の項の下欄に定めるところによるほか、別表第六の二十五の項の下欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については百円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については百円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については五十円を減ずるものとする。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

山梨県民会館設置及び管理条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第二十六号

山梨県民会館設置及び管理条例等の一部を改正する条例

(山梨県民会館設置及び管理条例の一部改正)

第一条 山梨県民会館設置及び管理条例(昭和三十二年山梨県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第九条第四号中「その他」を「前三号に掲げる場合のほか、」に改め、同条に次の一号を加える。

五 その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団の利益となると認められるとき。

第十三条を第十五条とし、第十二条の次に次の二条を加える。

(警察本部長への情報提供依頼)

第十三条 知事は、次に掲げる場合においては、第八条第一項の承認を受けようとする者又は受けた者(当該者が法人である場合には、その役員。次条において同じ。)に関し、山梨県暴力団排除条例(平成二十二年山梨県条例第三十五号)第二条第三号に規定する暴力団員等(次条において単に「暴力団員等」という。)であるか否かについて、警察本部長に対し、情報の提供を求めることができる。

一 指定管理者が第八条第一項の承認をしようとする場合

二 指定管理者が第十条の規定による第八条第一項の承認の取消しをしようとする場合

(知事への情報提供)

第十四条 警察本部長は、前条の規定により情報の提供を求められた場合のほか、その保有する情報により第八条第一項の承認を受けようとする者又は受けた者が暴力団員等であると認める場合においては、知事に対し、その情報を提供することができる。

(山梨県都市公園条例の一部改正)

**第二条** 山梨県都市公園条例(昭和三十九年山梨県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十八条」を「第三十条」に、「第二十九条―第三十一条」を「第三十一条―第三十三条」に改める。

第四条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第五号中「キャンプファイヤー」を「キャンプファイヤー」に改め、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、当該行為による都市公園の利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団(第十四条第三項第五号において単に「暴力団」という。)の利益となると認められる場合は、この限りでない。

第八条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項に次の一号を加える。

四 第四条第二項ただし書に規定する場合に該当する者

第十四条第三項に次の一号を加える。

五 その利用が暴力団の利益となると認められるとき。

第三十一条を第三十三条とし、第三十条を第三十二条とし、第二十九条を第三十一条とし、第五章中第二十八条を第三十条とし、第二十七条の次に次の二条を加える。

(警察本部長への情報提供依頼)

第二十八条 知事は、次に掲げる場合においては、第四条第一項の許可若しくは第十四条第一項若しくは第二項の承認を受けようとする者又は受けた者(当該者が法人である場合には、その役員。次条において同じ。)に関し、山梨県暴力団排除条例(平成二十二年山梨県条例第三十五号)第二条第三号に規定する暴力団員等(次条において単に「暴力団員等」という。)であるか否かについて、警察本部長に対し、情報の提供を求めることができる。

一 第四条第一項の許可をしようとする場合

二 第八条第一項の規定による第四条第一項の許可の取消し、その効力の停止若しくは同条第三項の条件の変更又は行為の中止、原状回復その他必要な措置の命令

をしようとする場合

三 指定管理者が第十四条第一項の承認をしようとする場合

四 指定管理者が第十五条の規定による第十四条第一項又は第二項の承認の取消しをしようとする場合

(知事への情報提供)

第二十九条 警察本部長は、前条の規定により情報の提供を求められた場合のほか、その保有する情報により第四条第一項の許可若しくは第十四条第一項若しくは第二項の承認を受けようとする者又は受けた者が暴力団員等であると認める場合においては、知事に対し、その情報を提供することができる。

(山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

**第三条** 山梨県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年山梨県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項第三号中「その他」を「前二号に掲げる場合のほか、」に改め、同項に次の一号を加える。

四 その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団の利益となると認められるとき。

本則に次の二条を加える。

(警察本部長への情報提供依頼)

第十四条 管理者は、次に掲げる場合においては、第十条第一号の規定によりその例によることとされる第六条第一項の承認を受けようとする者又は受けた者(当該者が法人である場合には、その役員。次条において同じ。)に関し、山梨県暴力団排除条例(平成二十二年山梨県条例第三十五号)第二条第三号に規定する暴力団員等(次条において単に「暴力団員等」という。)であるか否かについて、警察本部長に対し、情報の提供を求めることができる。

一 指定管理者が第十条第一号の規定によりその例によることとされる第六条第一項の承認をしようとする場合

二 指定管理者が第十条第一号の規定によりその例によることとされる第七条の規定による第六条第一項の承認の取消し又は利用の停止若しくは制限をしようとする場合

(管理者への情報提供)

第十五条 警察本部長は、前条の規定により情報の提供を求められた場合のほか、その保有する情報により第十条第一号の規定によりその例によることとされる第六条第一項の承認を受けようとする者又は受けた者が暴力団員等であると認める場合においては、管理者に対し、その情報を提供することができる。

(山梨県立青少年センター設置及び管理条例の一部改正)

**第四条** 山梨県立青少年センター設置及び管理条例(昭和四十五年山梨県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項に次の一号を加える。

五 その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団の利益となると認められるとき。

第十四条を第十六条とし、第十三条の次に次の二条を加える。

(警察本部長への情報提供依頼)

第十四条 知事は、次に掲げる場合においては、第八条第一項の承認を受けようとする者又は受けた者(当該者が法人である場合には、その役員。次条において同じ。)に関し、山梨県暴力団排除条例(平成二十二年山梨県条例第三十五号)第二条第三号に規定する暴力団員等(次条において単に「暴力団員等」という。)であるか否かについて、警察本部長に対し、情報の提供を求めることができる。

一 指定管理者が第八条第一項の承認をしようとする場合

二 指定管理者が第九条の規定による第八条第一項の承認の取消しをしようとする場合

場合

(知事への情報提供)

第十五条 警察本部長は、前条の規定により情報の提供を求められた場合のほか、その保有する情報により第八条第一項の承認を受けようとする者又は受けた者が暴力団員等であると認める場合においては、知事に対し、その情報を提供することができる。

(山梨県立愛宕山こどもの国設置及び管理条例の一部改正)

**第五条** 山梨県立愛宕山こどもの国設置及び管理条例(昭和四十六年山梨県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項に次の一号を加える。

五 その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団(第十四条第三項及び第十五条第二項において単に「暴力団」という。)の利益となると認められるとき。

第十四条の見出し中「制限」を「制限等」に改め、同条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第三号中「行なう」を「行う」に改め、同項第四号中「キャンペーン」を「キャンペーン」に改め、同条に次の一項を加える。

3 知事は、第一項各号に掲げる行為によるこどもの国の利用が暴力団の利益となると認められるときは、第一項の許可をしないことができる。

第十五条の見出し中「制限」を「制限等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 知事は、前条第一項各号に掲げる行為によるこどもの国の利用が暴力団の利益となると認められるときは、同項の許可を取り消すことができる。

第十七条を第十九条とし、第十六条を第十八条とし、第十五条の次に次の二条を加える。

(警察本部長への情報提供依頼)

第十六条 知事は、次に掲げる場合においては、第八条第一項の承認若しくは第十四条第一項の許可を受けようとする者又は受けた者(当該者が法人である場合には、その役員。次条において同じ。)に関し、山梨県暴力団排除条例(平成二十二年山梨県条例第三十五号)第二条第三号に規定する暴力団員等(次条において単に「暴力団員等」という。)であるか否かについて、警察本部長に対し、情報の提供を求めることができる。

一 指定管理者が第八条第一項の承認をしようとする場合

二 指定管理者が第九条の規定による第八条第一項の承認の取消しをしようとする場合

場合

三 第十四条第一項の許可をしようとする場合

四 前条第二項の規定による第十四条第一項の許可の取消しをしようとする場合

(知事への情報提供)

第十七条 警察本部長は、前条の規定により情報の提供を求められた場合のほか、その保有する情報により第八条第一項の承認若しくは第十四条第一項の許可を受けようとする者又は受けた者が暴力団員等であると認める場合においては、知事に対し、その情報を提供することができる。

(山梨県立職業能力開発校設置及び管理条例の一部改正)

**第六条** 山梨県立職業能力開発校設置及び管理条例(昭和四十七年山梨県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第七条の見出し中「許可」を「許可等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 知事は、専門校又はセンターの施設又は設備の利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団(次条第四号において単に「暴力団」という。)の利益となると認められるときは、第一項の許可をしないことができる。

第八条に次の一号を加える。

四 その利用が暴力団の利益となると認められるとき。

第十一条を第十三条とし、第十条の次に次の二条を加える。

(警察本部長への情報提供依頼)

第十一条 知事は、次に掲げる場合においては、第七条第一項の許可を受けようとする

る者又は受けた者（当該者が法人である場合には、その役員。次条において同じ。）に關し、山梨県暴力団排除条例（平成二十二年山梨県条例第三十五号）第二条第三号に規定する暴力団員等（次条において単に「暴力団員等」という。）であるか否かについて、警察本部長に対し、情報の提供を求めることができる。

一 第七条第一項の許可をしようとする場合  
二 第八条の規定による第七条第一項の許可の取消し又はその利用の中止の命令をしようとする場合

（知事への情報提供）

第十二条 警察本部長は、前条の規定により情報の提供を求められた場合のほか、その保有する情報により第七条第一項の許可を受けようとする者又は受けた者が暴力団員等であると認める場合においては、知事に対し、その情報を提供することができる。

（山梨県立少年自然の家設置及び管理条例の一部改正）

**第七条** 山梨県立少年自然の家設置及び管理条例（昭和四十八年山梨県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項に次の一号を加える。

五 その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団の利益となると認められるとき。

第十四条を第十六条とし、第十三条の次に次の二条を加える。

（警察本部長への情報提供依頼）

第十四条 教育委員会は、次に掲げる場合においては、第九条第一項の承認を受けようとする者又は受けた者（当該者が法人である場合には、その役員。次条において同じ。）に關し、山梨県暴力団排除条例（平成二十二年山梨県条例第三十五号）第二条第三号に規定する暴力団員等（次条において単に「暴力団員等」という。）であるか否かについて、警察本部長に対し、情報の提供を求めることができる。

一 指定管理者が第九条第一項の承認をしようとする場合

二 指定管理者が第十条の規定による第九条第一項の承認の取消しをしようとする場合

（教育委員会への情報提供）

第十五条 警察本部長は、前条の規定により情報の提供を求められた場合のほか、その保有する情報により第九条第一項の承認を受けようとする者又は受けた者が暴力団員等であると認める場合においては、教育委員会に対し、その情報を提供することができる。

（山梨県立県民の森保健休養施設設置及び管理条例の一部改正）

**第八条** 山梨県立県民の森保健休養施設設置及び管理条例（昭和五十年山梨県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第十一条の見出し中「許可」を「許可等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 知事は、第一項各号に掲げる行為による保健休養施設の利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団（次条第二項において単に「暴力団」という。）の利益となると認められるときは、第一項の許可をしないことができる。

第十二条の見出し中「制限」を「制限等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 知事は、前条第一項各号に掲げる行為による保健休養施設の利用が暴力団の利益となると認められるときは、同項の許可を取り消し、又は利用を停止し、若しくは制限することができる。

第十三条を第十五条とし、第十二条の次に次の二条を加える。

（警察本部長への情報提供依頼）

第十三条 知事は、次に掲げる場合においては、第十一条第一項の許可を受けようとする者又は受けた者（当該者が法人である場合には、その役員。次条において同じ。）に關し、山梨県暴力団排除条例（平成二十二年山梨県条例第三十五号）第二条第三号に規定する暴力団員等（次条において単に「暴力団員等」という。）であるか否かについて、警察本部長に対し、情報の提供を求めることができる。

一 第十一条第一項の許可をしようとする場合

二 前条第二項の規定による第十一条第一項の許可の取消し又は利用の停止若しくは制限をしようとする場合

（知事への情報提供）

第十四条 警察本部長は、前条の規定により情報の提供を求められた場合のほか、その保有する情報により第十一条第一項の許可を受けようとする者又は受けた者が暴力団員等であると認める場合においては、知事に対し、その情報を提供することができる。

（山梨県立美術館設置及び管理条例の一部改正）

**第九条** 山梨県立美術館設置及び管理条例（昭和五十三年山梨県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定管理者は、前項の規定により使用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認しないものとする。

一 第十条第二項各号のいずれかに該当すると認められるとき。

二 その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団の利益となると認められるとき。

第十三条を次のように改める。

（承認の取消し）

第十三条 指定管理者は、第十条第一項の承認を受けた者が同条第二項各号のいずれかに該当すると認めるときは同条第一項の承認を、前条第一項の承認を受けた者が同条第二項各号のいずれかに該当すると認めるときは同条第一項の承認を取り消すものとする。

2 教育委員会は、第十一条第一項の承認を受けた者が同条第二項各号のいずれかに該当すると認めるときは、第十一条第一項の承認を取り消すものとする。

第十七条を第十九条とし、第十六条の次に次の二条を加える。

（警察本部長への情報提供依頼）

第十七条 教育委員会は、次に掲げる場合においては、第十二条第一項の承認を受けようとする者又は受けた者（当該者が法人である場合には、その役員。次条において同じ。）に関し、山梨県暴力団排除条例（平成二十二年山梨県条例第三十五号）第二条第三号に規定する暴力団員等（次条において単に「暴力団員等」という。）であるか否かについて、警察本部長に対し、情報の提供を求めることができる。

一 指定管理者が第十二条第一項の承認をしようとする場合

二 指定管理者が第十三条第一項の規定による第十二条第一項の承認の取消しをしようとする場合

（教育委員会への情報提供）

第十八条 警察本部長は、前条の規定により情報の提供を求められた場合のほか、その保有する情報により第十二条第一項の承認を受けようとする者又は受けた者が暴力団員等であると認める場合においては、教育委員会に対し、その情報を提供することができる。

（山梨県立武田の杜保健休養林設置及び管理条例の一部改正）

第十条 山梨県立武田の杜保健休養林設置及び管理条例（昭和五十四年山梨県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項に次の一号を加える。

五 その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団（第十七条第三項及び第十八条第二項において単に「暴力団」という。）の利益となると認められるとき。

第十七条の見出し中「制限」を「制限等」に改め、同条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条に次の一項を加える。

3 知事は、第一項各号に掲げる行為による武田の杜の利用が暴力団の利益となると認められるときは、第一項の許可をしないことができる。

第十八条の見出し中「制限」を「制限等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 知事は、前条第一項各号に掲げる行為による武田の杜の利用が暴力団の利益となると認められるときは、同項の許可を取り消すことができる。

第二十条を第二十二条とし、第十九条を第二十一条とし、第十八条の次に次の二条を加える。

（警察本部長への情報提供依頼）

第十九条 知事は、次に掲げる場合においては、第十条第一項の承認若しくは第十七条第一項の許可を受けようとする者又は受けた者（当該者が法人である場合には、その役員。次条において同じ。）に関し、山梨県暴力団排除条例（平成二十二年山梨県条例第三十五号）第二条第三号に規定する暴力団員等（次条において単に「暴力団員等」という。）であるか否かについて、警察本部長に対し、情報の提供を求めることができる。

一 指定管理者が第十条第一項の承認をしようとする場合

二 指定管理者が第十一条の規定による第十条第一項の承認の取消しをしようとする場合

三 第十七条第一項の許可をしようとする場合

四 前条第二項の規定による第十七条第一項の許可の取消しをしようとする場合

（知事への情報提供）

第二十条 警察本部長は、前条の規定により情報の提供を求められた場合のほか、その保有する情報により第十条第一項の承認若しくは第十七条第一項の許可を受けようとする者又は受けた者が暴力団員等であると認める場合においては、知事に対し、その情報を提供することができる。

（山梨県立県民文化ホール設置及び管理条例の一部改正）

第十一条 山梨県立県民文化ホール設置及び管理条例（昭和五十七年山梨県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項第四号中「その他」を「前三号に掲げる場合のほか、」に改め、同項に次の一号を加える。

五 その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団の利益となると認められるとき。

第十三条を第十五条とし、第十二条の次に次の二条を加える。

（警察本部長への情報提供依頼）

第十三条 知事は、次に掲げる場合においては、第八条第一項の承認を受けようとする

る者又は受けた者（当該者が法人である場合には、その役員。次条において同じ。）に関し、山梨県暴力団排除条例（平成二十二年山梨県条例第三十五号）第二条第三号に規定する暴力団員等（次条において単に「暴力団員等」という。）であるか否かについて、警察本部長に対し、情報の提供を求めることができる。

一 指定管理者が第八条第一項の承認をしようとする場合  
二 指定管理者が第九条の規定による第八条第一項の承認の取消しをしようとする場合

場合

（知事への情報提供）

第十四条 警察本部長は、前条の規定により情報の提供を求められた場合のほか、その保有する情報により第八条第一項の承認を受けようとする者又は受けた者が暴力団員等であると認める場合においては、知事に対し、その情報を提供することができる。

（山梨県立総合福祉センター設置及び管理条例の一部改正）

**第十二条** 山梨県立総合福祉センター設置及び管理条例（昭和五十七年山梨県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項に次の一号を加える。

五 その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団の利益となると認められるとき。

第十三条を第十五条とし、第十二条の次に次の二条を加える。

（警察本部長への情報提供依頼）

第十三条 知事は、次に掲げる場合においては、第八条第一項の承認を受けようとする者又は受けた者（当該者が法人である場合には、その役員。次条において同じ。）に関し、山梨県暴力団排除条例（平成二十二年山梨県条例第三十五号）第二条第三号に規定する暴力団員等（次条において単に「暴力団員等」という。）であるか否かについて、警察本部長に対し、情報の提供を求めることができる。

一 指定管理者が第八条第一項の承認をしようとする場合

二 指定管理者が第九条の規定による第八条第一項の承認の取消しをしようとする場合

場合

（知事への情報提供）

第十四条 警察本部長は、前条の規定により情報の提供を求められた場合のほか、その保有する情報により第八条第一項の承認を受けようとする者又は受けた者が暴力団員等であると認める場合においては、知事に対し、その情報を提供することができる。

（山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例の一部改正）

**第十三条** 山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例（昭和五十八年山梨県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項に次の一号を加える。

四 その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団の利益となると認められるとき。

第十五条を第十七条とし、第十四条の次に次の二条を加える。

（警察本部長への情報提供依頼）

第十五条 教育委員会は、次に掲げる場合においては、第九条第一項の承認を受けようとする者又は受けた者（当該者が法人である場合には、その役員。次条において同じ。）に関し、山梨県暴力団排除条例（平成二十二年山梨県条例第三十五号）第二条第三号に規定する暴力団員等（次条において単に「暴力団員等」という。）であるか否かについて、警察本部長に対し、情報の提供を求めることができる。

一 指定管理者が第九条第一項の承認をしようとする場合

二 指定管理者が第十条の規定による第九条第一項の承認の取消しをしようとする場合

場合

（教育委員会への情報提供）

第十六条 警察本部長は、前条の規定により情報の提供を求められた場合のほか、その保有する情報により第九条第一項の承認を受けようとする者又は受けた者が暴力団員等であると認める場合においては、教育委員会に対し、その情報を提供することができる。

（山梨県立射撃場設置及び管理条例の一部改正）

**第十四条** 山梨県立射撃場設置及び管理条例（昭和五十九年山梨県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項に次の一号を加える。

四 その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団の利益となると認められるとき。

第十四条を第十六条とし、第十三条の次に次の二条を加える。

（警察本部長への情報提供依頼）

第十四条 教育委員会は、次に掲げる場合においては、第八条第一項の承認を受けようとする者又は受けた者（当該者が法人である場合には、その役員。次条において同じ。）に関し、山梨県暴力団排除条例（平成二十二年山梨県条例第三十五号）第二条第三号に規定する暴力団員等（次条において単に「暴力団員等」という。）であるか否かについて、警察本部長に対し、情報の提供を求めることができる。

一 指定管理者が第八条第一項の承認をしようとする場合

二 指定管理者が第九条の規定による第八条第一項の承認の取消しをしようとする場合

(教育委員会への情報提供)

第十五条 警察本部長は、前条の規定により情報の提供を求められた場合のほか、その保有する情報により第八条第一項の承認を受けようとする者又は受けた者が暴力団員等であると認める場合においては、教育委員会に対し、その情報を提供することができる。

(山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例の一部改正)

第十五条 山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例(昭和六十二年山梨県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項に次の一号を加える。

五 その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団の利益となると認められるとき。

第十四条を第十六条とし、第十三条の次に次の二条を加える。

(警察本部長への情報提供依頼)

第十四条 教育委員会は、次に掲げる場合においては、第十条第一項の承認を受けようとする者又は受けた者(当該者が法人である場合には、その役員。次条において同じ。)に関し、山梨県暴力団排除条例(平成二十二年山梨県条例第三十五号)第二条第三号に規定する暴力団員等(次条において単に「暴力団員等」という。)であるか否かについて、警察本部長に対し、情報の提供を求めることができる。

一 指定管理者が第十条第一項の承認をしようとする場合

二 指定管理者が第十一条の規定による第十条第一項の承認の取消しをしようとする場合

(教育委員会への情報提供)

第十五条 警察本部長は、前条の規定により情報の提供を求められた場合のほか、その保有する情報により第十条第一項の承認を受けようとする者又は受けた者が暴力団員等であると認める場合においては、教育委員会に対し、その情報を提供することができる。

(山梨県立文学館設置及び管理条例の一部改正)

第十六条 山梨県立文学館設置及び管理条例(平成元年山梨県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第十二条中第四項を削り、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定管理者は、前項の規定により使用の承認を受けようとする者が次の各号のい

ずれかに該当するときは、使用を承認しないものとする。

一 第十条第二項各号のいずれかに該当すると認められるとき。

二 その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団の利益となると認められるとき。

第十三条を次のように改める。

(承認の取消し)

第十三条 指定管理者は、第十条第一項の承認を受けた者が同条第二項各号のいずれかに該当すると認めるときは同条第一項の承認を、前条第一項の承認を受けた者が同条第二項各号のいずれかに該当すると認めるときは同条第一項の承認を、それぞれ取り消すものとする。

2 教育委員会は、第十一条第一項又は第二項の承認を受けた者が第十条第二項各号のいずれかに該当すると認めるときは、第十一条第一項又は第二項の承認を取り消すものとする。

第十七条を第十九条とし、第十六条の次に次の二条を加える。

(警察本部長への情報提供依頼)

第十七条 教育委員会は、次に掲げる場合においては、第十二条第一項の承認を受けようとする者又は受けた者(当該者が法人である場合には、その役員。次条において同じ。)に関し、山梨県暴力団排除条例(平成二十二年山梨県条例第三十五号)第二条第三号に規定する暴力団員等(次条において単に「暴力団員等」という。)であるか否かについて、警察本部長に対し、情報の提供を求めることができる。

一 指定管理者が第十二条第一項の承認をしようとする場合

二 指定管理者が第十三条第一項の規定による第十二条第一項の承認の取消しをしようとする場合

(教育委員会への情報提供)

第十八条 警察本部長は、前条の規定により情報の提供を求められた場合のほか、その保有する情報により第十二条第一項の承認を受けようとする者又は受けた者が暴力団員等であると認める場合においては、教育委員会に対し、その情報を提供することができる。

(山梨県立国際交流センター設置及び管理条例の一部改正)

第十七条 山梨県立国際交流センター設置及び管理条例(平成二年山梨県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「許可」を「許可等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 知事は、宿泊施設の利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団(次条第五号及び第十条第

二項第四号において単に「暴力団」という。）の利益となると認められるときは、前項の許可をしないことができる。

第四条を次のように改める。

（利用の制限）

第四条 知事は、前条第一項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消し、又は利用を停止させ、若しくは制限することができる。

- 一 秩序を乱すおそれがあるとき。
  - 二 衛生上又は風俗上支障を生じさせるおそれがあるとき。
  - 三 施設又は設備器具を損傷するおそれがあるとき。
  - 四 前三号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認められるとき。
  - 五 その利用が暴力団の利益となると認められるとき。
- 第十条第二項に次の一号を加える。
- 四 その利用が暴力団の利益となると認められるとき。
- 第十三条第一項中「第三条」を「第三条第一項」に改める。
- 第十四条を第十六条とし、第十三条の次に次の二条を加える。

（警察本部長への情報提供依頼）

第十四条 知事は、次に掲げる場合においては、第三条第一項の許可若しくは第十条第一項の承認を受けようとする者又は受けた者（当該者が法人である場合には、その役員。次条において同じ。）に、山梨県暴力団排除条例（平成二十二年山梨県条例第三十五号）第二条第三号に規定する暴力団員等（次条において単に「暴力団員等」という。）であるか否かについて、警察本部長に対し、情報の提供を求めることができる。

- 一 第三条第一項の許可をしようとする場合
- 二 第四条の規定による第三条第一項の許可の取消し又は利用の停止若しくは制限をしようとする場合
- 三 指定管理者が第十条第一項の承認をしようとする場合
- 四 指定管理者が第十一条の規定による第十条第一項の承認の取消しをしようとする場合

（知事への情報提供）

第十五条 警察本部長は、前条の規定により情報の提供を求められた場合のほか、その保有する情報により第三条第一項の許可若しくは第十条第一項の承認を受けようとする者又は受けた者が暴力団員等であると認める場合においては、知事に対し、その情報を提供することができる。

（山梨県立地域産業振興センター設置及び管理条例の一部改正）

第十八条 山梨県立地域産業振興センター設置及び管理条例（平成五年山梨県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項に次の一号を加える。

四 その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団の利益となると認められるとき。

第八条第三項中「第九条第二項」を「第十条第二項」に改める。

第十二条を第十五条とし、第十一条を第十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

（警察本部長への情報提供依頼）

第十三条 知事は、次に掲げる場合においては、第八条第一項の承認を受けようとする者又は受けた者（当該者が法人である場合には、その役員。次条において同じ。）に、山梨県暴力団排除条例（平成二十二年山梨県条例第三十五号）第二条第三号に規定する暴力団員等（次条において単に「暴力団員等」という。）であるか否かについて、警察本部長に対し、情報の提供を求めることができる。

一 指定管理者が第八条第一項の承認をしようとする場合

二 指定管理者が第九条の規定による第八条第一項の承認の取消しをしようとする場合

場合

（知事への情報提供）

第十四条 警察本部長は、前条の規定により情報の提供を求められた場合のほか、その保有する情報により第八条第一項の承認を受けようとする者又は受けた者が暴力団員等であると認める場合においては、知事に対し、その情報を提供することができる。

第十条を第十一条とし、第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

（承認の取消し）

第九条 指定管理者は、センターの会議室を利用する者が前条第二項第四号に該当すると認めるときは、同条第一項の承認を取り消すものとする。

（山梨県立まきば公園設置及び管理条例の一部改正）

第十九条 山梨県立まきば公園設置及び管理条例（平成六年山梨県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第十一条の見出し中「許可」を「許可等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 知事は、第一項各号に掲げる行為によるまきば公園の利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団（次条第二項において単に「暴力団」という。）の利益となると認められるときは、第一項の許可をしないことができる。

第十二条の見出し中「制限」を「制限等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 知事は、前条第一項各号に掲げる行為によるまきば公園の利用が暴力団の利益となると認められるときは、同項の許可を取り消し、又は利用を停止し、若しくは制限することができる。

第十三条を第十五条とし、第十二条の次に次の二条を加える。

(警察本部長への情報提供依頼)

第十三条 知事は、次に掲げる場合においては、第十一条第一項の許可を受けようとする者又は受けた者(当該者が法人である場合には、その役員。次条において同じ。)に關し、山梨県暴力団排除条例(平成二十二年山梨県条例第三十五号)第二条第三号に規定する暴力団員等(次条において単に「暴力団員等」という。)であるか否かについて、警察本部長に対し、情報の提供を求めることができる。

一 第十一条第一項の許可をしようとする場合

二 前条第二項の規定による第十一条第一項の許可の取消し又は利用の停止若しくは制限をしようとする場合

(知事への情報提供)

第十四条 警察本部長は、前条の規定により情報の提供を求められた場合のほか、その保有する情報により第十一条第一項の許可を受けようとする者又は受けた者が暴力団員等であると認める場合においては、知事に対し、その情報を提供することができる。

(山梨県立産業展示交流館設置及び管理条例の一部改正)

第二十条 山梨県立産業展示交流館設置及び管理条例(平成六年山梨県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項に次の一号を加える。

四 その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団の利益となると認められるとき。

第十二条を第十四条とし、第十一条の次に次の二条を加える。

(警察本部長への情報提供依頼)

第十二条 知事は、次に掲げる場合においては、第八条第一項の承認を受けようとする者又は受けた者(当該者が法人である場合には、その役員。次条において同じ。)に關し、山梨県暴力団排除条例(平成二十二年山梨県条例第三十五号)第二条第三号に規定する暴力団員等(次条において単に「暴力団員等」という。)であるか否かについて、警察本部長に対し、情報の提供を求めることができる。

一 指定管理者が第八条第一項の承認をしようとする場合

二 指定管理者が第九条の規定による第八条第一項の承認の取消しをしようとする

場合

(知事への情報提供)

第十三条 警察本部長は、前条の規定により情報の提供を求められた場合のほか、その保有する情報により第八条第一項の承認を受けようとする者又は受けた者が暴力団員等であると認める場合においては、知事に対し、その情報を提供することができる。

(山梨県立八ヶ岳自然ふれあいセンター設置及び管理条例の一部改正)

第二十一条 山梨県立八ヶ岳自然ふれあいセンター設置及び管理条例(平成六年山梨県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条の見出し中「制限」を「制限等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 知事は、第一項各号に掲げる行為によるセンターの利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団の利益となると認められるときは、第一項の許可をしないことができる。

第十二条に次の一号を加える。

四 前条第三項に規定する場合に該当する者

第十三条を第十五条とし、第十二条の次に次の二条を加える。

(警察本部長への情報提供依頼)

第十三条 知事は、次に掲げる場合においては、第十一条第一項の許可を受けようとする者又は受けた者(当該者が法人である場合には、その役員。次条において同じ。)に關し、山梨県暴力団排除条例(平成二十二年山梨県条例第三十五号)第二条第三号に規定する暴力団員等(次条において単に「暴力団員等」という。)であるか否かについて、警察本部長に対し、情報の提供を求めることができる。

一 第十一条第一項の許可をしようとする場合

二 前条の規定による第十一条第一項の許可の取消し、その効力の停止若しくは同条第二項の条件の変更又は行為の中止、原状回復その他必要な措置の命令をしようとする場合

(知事への情報提供)

第十四条 警察本部長は、前条の規定により情報の提供を求められた場合のほか、その保有する情報により第十一条第一項の許可を受けようとする者又は受けた者が暴力団員等であると認める場合においては、知事に対し、その情報を提供することができる。

(山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例の一部改正)

第二十二條 山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例(平成六年山梨県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項に次の一号を加える。

四 その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団の利益となると認められるとき。第十四条を第十六条とし、第十三条の次に次の二条を加える。

（警察本部長への情報提供依頼）

第十四条 教育委員会は、次に掲げる場合においては、第八条第一項の承認を受けようとする者又は受けた者（当該者が法人である場合には、その役員。次条において同じ。）に關し、山梨県暴力団排除条例（平成二十二年山梨県条例第三十五号）第二条第三号に規定する暴力団員等（次条において単に「暴力団員等」という。）であるか否かについて、警察本部長に対し、情報の提供を求めることができる。

一 指定管理者が第八条第一項の承認をしようとする場合

二 指定管理者が第九条の規定による第八条第一項の承認の取消しをしようとする場合

（教育委員会への情報提供）

第十五条 警察本部長は、前条の規定により情報の提供を求められた場合のほか、その保有する情報により第八条第一項の承認を受けようとする者又は受けた者が暴力団員等であると認める場合においては、教育委員会に対し、その情報を提供することができる。

（山梨県立本栖湖青少年スポーツセンター設置及び管理条例の一部改正）

**第二十三条** 山梨県立本栖湖青少年スポーツセンター設置及び管理条例（平成七年山梨県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項に次の一号を加える。

五 その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団の利益となると認められるとき。

第十四条を第十六条とし、第十三条の次に次の二条を加える。

（警察本部長への情報提供依頼）

第十四条 教育委員会は、次に掲げる場合においては、第九条第一項の承認を受けようとする者又は受けた者（当該者が法人である場合には、その役員。次条において同じ。）に關し、山梨県暴力団排除条例（平成二十二年山梨県条例第三十五号）第二条第三号に規定する暴力団員等（次条において単に「暴力団員等」という。）であるか否かについて、警察本部長に対し、情報の提供を求めることができる。

一 指定管理者が第九条第一項の承認をしようとする場合

二 指定管理者が第十条の規定による第九条第一項の承認の取消しをしようとする場合

（教育委員会への情報提供）

第十五条 警察本部長は、前条の規定により情報の提供を求められた場合のほか、その保有する情報により第九条第一項の承認を受けようとする者又は受けた者が暴力団員等であると認める場合においては、教育委員会に対し、その情報を提供することができる。

（山梨県立富士ふれあいセンター設置及び管理条例の一部改正）

**第二十四条** 山梨県立富士ふれあいセンター設置及び管理条例（平成七年山梨県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「許可」を「許可等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 知事は、センターの研修室又は実習室の利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団（第七条第四号において単に「暴力団」という。）の利益となると認められるときは、前項の許可をしないことができる。

第七条を次のように改める。

（利用の制限）

第七条 知事は、センターを利用する者が次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第一項の許可を取り消し、又は利用を停止し、若しくは制限することができる。

一 秩序を乱すおそれがあるとき。

二 施設又は設備器具を損傷するおそれがあるとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認められるとき。

四 その利用が暴力団の利益となると認められるとき（センターの研修室又は実習室の利用に係るものに限る。）。

第八条を第十条とし、第七条の次に次の二条を加える。

（警察本部長への情報提供依頼）

第八条 知事は、次に掲げる場合においては、第五条第一項の許可を受けようとする者又は受けた者（当該者が法人である場合には、その役員。次条において同じ。）に關し、山梨県暴力団排除条例（平成二十二年山梨県条例第三十五号）第二条第三号に規定する暴力団員等（次条において単に「暴力団員等」という。）であるか否かについて、警察本部長に対し、情報の提供を求めることができる。

一 第五条第一項の許可をしようとする場合

二 前条の規定による第五条第一項の許可の取消し又は利用の停止若しくは制限をしようとする場合

（知事への情報提供）

第九条 警察本部長は、前条の規定により情報の提供を求められた場合のほか、その保有する情報により第五条第一項の許可を受けようとする者又は受けた者が暴力団員等であると認める場合においては、知事に対し、その情報を提供することができる。

(山梨県立聴覚障害者情報センター設置及び管理条例の一部改正)

**第二十五条** 山梨県立聴覚障害者情報センター設置及び管理条例(平成九年山梨県条例

第一号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項に次の一号を加える。

四 その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団の利益となると認められるとき。

第十一条を第十三条とし、第十条の次に次の二条を加える。

(警察本部長への情報提供依頼)

第十一条 知事は、次に掲げる場合においては、第八条第一項の承認を受けようとする者又は受けた者(当該者が法人である場合には、その役員。次条において同じ。)に関し、山梨県暴力団排除条例(平成二十二年山梨県条例第三十五号)第二条第三号に規定する暴力団員等(次条において単に「暴力団員等」という。)であるか否かについて、警察本部長に対し、情報の提供を求めることができる。

一 指定管理者が第八条第一項の承認をしようとする場合

二 指定管理者が第九条の規定による第八条第一項の承認の取消しをしようとする場合

場合

(知事への情報提供)

第十二条 警察本部長は、前条の規定により情報の提供を求められた場合のほか、その保有する情報により第八条第一項の承認を受けようとする者又は受けた者が暴力団員等であると認める場合においては、知事に対し、その情報を提供することができる。

(山梨県立産業技術短期大学設置及び管理条例の一部改正)

**第二十六条** 山梨県立産業技術短期大学設置及び管理条例(平成十年山梨県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第九条の見出し中「許可」を「許可等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 知事は、短期大学の施設又は設備の利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団(第十四条第四号において単に「暴力団」という。)の利益となると認められるときは、前項の許可をしないことができる。

第十条中「前条の規定により」を「前条第一項の」に改める。

第十四条中「第九条の規定により」を「第九条第一項の」に、「利用」を「同項」に改め、同条第三号中「その他」を「前二号に掲げる場合のほか、」に改め、同条に次の一号を加える。

四 その利用が暴力団の利益となると認められるとき。

第十五条を第十七条とし、第十四条の次に次の二条を加える。

(警察本部長への情報提供依頼)

第十五条 知事は、次に掲げる場合においては、第九条第一項の許可を受けようとする者又は受けた者(当該者が法人である場合には、その役員。次条において同じ。)に関し、山梨県暴力団排除条例(平成二十二年山梨県条例第三十五号)第二条第三号に規定する暴力団員等(次条において単に「暴力団員等」という。)であるか否かについて、警察本部長に対し、情報の提供を求めることができる。

一 第九条第一項の許可をしようとする場合

二 前条の規定による第九条第一項の許可の取消し又はその利用の中止の命令をしようとする場合

(知事への情報提供)

第十六条 警察本部長は、前条の規定により情報の提供を求められた場合のほか、その保有する情報により第九条第一項の許可を受けようとする者又は受けた者が暴力団員等であると認める場合においては、知事に対し、その情報を提供することができる。

(山梨県立飯田野球場設置及び管理条例の一部改正)

**第二十七条** 山梨県立飯田野球場設置及び管理条例(平成十四年山梨県条例第十二号)

の一部を次のように改正する。

第八条第二項に次の一号を加える。

四 その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団の利益となると認められるとき。

第十四条を第十六条とし、第十三条の次に次の二条を加える。

(警察本部長への情報提供依頼)

第十四条 教育委員会は、次に掲げる場合においては、第八条第一項の承認を受けようとする者又は受けた者(当該者が法人である場合には、その役員。次条において同じ。)に関し、山梨県暴力団排除条例(平成二十二年山梨県条例第三十五号)第二条第三号に規定する暴力団員等(次条において単に「暴力団員等」という。)であるか否かについて、警察本部長に対し、情報の提供を求めることができる。

一 指定管理者が第八条第一項の承認をしようとする場合

二 指定管理者が第九条の規定による第八条第一項の承認の取消しをしようとする

場合

(教育委員会への情報提供)

第十五条 警察本部長は、前条の規定により情報の提供を求められた場合のほか、その保有する情報により第八条第一項の承認を受けようとする者又は受けた者が暴力団員等であると認める場合においては、教育委員会に対し、その情報を提供することができる。

(山梨県緑化センター設置及び管理条例の一部改正)

**第二十八条** 山梨県緑化センター設置及び管理条例(平成十七年山梨県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第十条の見出し中「制限」を「制限等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 知事は、第一項各号に掲げる行為によるセンターの利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団の利益となると認められるときは、第一項の許可をしないことができる。

第十一条に次の一号を加える。

四 前条第三項に規定する場合に該当する者

第十二条を第十四条とし、第十一条の次に次の二条を加える。

(警察本部長への情報提供依頼)

第十二条 知事は、次に掲げる場合においては、第十条第一項の許可を受けようとする者又は受けた者(当該者が法人である場合には、その役員。次条において同じ。)に関し、山梨県暴力団排除条例(平成二十二年山梨県条例第三十五号)第二条第三号に規定する暴力団員等(次条において単に「暴力団員等」という。)であるか否かについて、警察本部長に対し、情報の提供を求めることができる。

一 第十条第一項の許可をしようとする場合

二 前条の規定による第十条第一項の許可の取消し、その効力の停止若しくは同条第二項の条件の変更又は行為の中止、原状回復その他必要な措置の命令をしようとする場合

(知事への情報提供)

第十三条 警察本部長は、前条の規定により情報の提供を求められた場合のほか、その保有する情報により第十条第一項の許可を受けようとする者又は受けた者が暴力団員等であると認める場合においては、知事に対し、その情報を提供することができる。

(山梨県立博物館設置及び管理条例の一部改正)

**第二十九条** 山梨県立博物館設置及び管理条例(平成十七年山梨県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第八条の見出し中「使用」を「使用等」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 教育委員会は、県立博物館の生涯学習室又は交流室の使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団(第十一条第二項において単に「暴力団」という。)の利益となると認められるときは、前項の承認をしないことができる。

第十一条の見出し中「制限」を「制限等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 教育委員会は、県立博物館の生涯学習室又は交流室の使用が暴力団の利益となると認められるときは、第八条第一項の承認を取り消すことができる。

第十三条を第十五条とし、第十二条の次に次の二条を加える。

(警察本部長への情報提供依頼)

第十三条 教育委員会は、次に掲げる場合においては、第八条第一項の承認を受けようとする者又は受けた者(当該者が法人である場合には、その役員。次条において同じ。)に関し、山梨県暴力団排除条例(平成二十二年山梨県条例第三十五号)第二条第三号に規定する暴力団員等(次条において単に「暴力団員等」という。)であるか否かについて、警察本部長に対し、情報の提供を求めることができる。

一 第八条第一項の承認をしようとする場合

二 第十一条第二項の規定による第八条第一項の承認の取消しをしようとする場合

(教育委員会への情報提供)

第十四条 警察本部長は、前条の規定により情報の提供を求められた場合のほか、その保有する情報により第八条第一項の承認を受けようとする者又は受けた者が暴力団員等であると認める場合においては、教育委員会に対し、その情報を提供することができる。

(山梨県立中小企業人材開発センター設置及び管理条例の一部改正)

**第三十条** 山梨県立中小企業人材開発センター設置及び管理条例(平成二十二年山梨県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項に次の一号を加える。

四 その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団の利益となると認められるとき。

第十二条を第十四条とし、第十一条の次に次の二条を加える。

(警察本部長への情報提供依頼)

第十二条 知事は、次に掲げる場合においては、第八条第一項の承認を受けようとする者又は受けた者(当該者が法人である場合には、その役員。次条において同じ。)に関し、山梨県暴力団排除条例(平成二十二年山梨県条例第三十五号)第二

条第三号に規定する暴力団員等（次条において単に「暴力団員等」という。）であるか否かについて、警察本部長に対し、情報の提供を求めることができる。

一 指定管理者が第八条第一項の承認をしようとする場合

二 指定管理者が第九条の規定による第八条第一項の承認の取消しをしようとする場合

（知事への情報提供）

第十三条 警察本部長は、前条の規定により情報の提供を求められた場合のほか、その保有する情報により第八条第一項の承認を受けようとする者又は受けた者が暴力団員等であると認める場合においては、知事に対し、その情報を提供することができる。

（山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例の一部改正）

**第三十一条** 山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例（平成二十三年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第七条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 知事は、第一項各号に掲げる行為による駐車場の利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団（次条第三項において単に「暴力団」という。）の利益となると認められるときは、第一項の許可をしないことができる。

第八条に次の一項を加える。

3 知事は、前条第一項各号に掲げる行為による駐車場の利用が暴力団の利益となると認められるときは、同項の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくは同条第二項の条件を変更し、又は行為の中止、原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

第十一条を第十三条とし、第十条の次に次の二条を加える。

（警察本部長への情報提供依頼）

第十一条 知事は、次に掲げる場合においては、第七条第一項の許可を受けようとする者又は受けた者（当該者が法人である場合には、その役員。次条において同じ。）に關し、山梨県暴力団排除条例（平成二十二年山梨県条例第三十五号）第二条第三号に規定する暴力団員等（次条において単に「暴力団員等」という。）であるか否かについて、警察本部長に対し、情報の提供を求めることができる。

一 第七条第一項の許可をしようとする場合

二 第八条第三項の規定による第七条第一項の許可の取消し、その効力の停止若しくは同条第二項の条件の変更又は行為の中止、原状回復その他必要な措置の命令

をしようとする場合

（知事への情報提供）

第十二条 警察本部長は、前条の規定により情報の提供を求められた場合のほか、その保有する情報により第七条第一項の許可を受けようとする者又は受けた者が暴力団員等であると認める場合においては、知事に対し、その情報を提供することができる。

（山梨県立図書館設置及び管理条例の一部改正）

**第三十二条** 山梨県立図書館設置及び管理条例（平成二十三年山梨県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項に次の一号を加える。

四 その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団の利益となると認められるとき（イベントスペース等の利用に係るものに限る。）。

第十七条を第十九条とし、第十六条の次に次の二条を加える。

（警察本部長への情報提供依頼）

第十七条 教育委員会は、次に掲げる場合においては、第十一条第一項の承認を受けようとする者又は受けた者（当該者が法人である場合には、その役員。次条において同じ。）に關し、山梨県暴力団排除条例（平成二十二年山梨県条例第三十五号）第二条第三号に規定する暴力団員等（次条において単に「暴力団員等」という。）であるか否かについて、警察本部長に対し、情報の提供を求めることができる。

一 指定管理者が第十一条第一項の承認をしようとする場合

二 指定管理者が第十二条の規定による第十一条第一項の承認の取消しをしようとする場合

（教育委員会への情報提供）

第十八条 警察本部長は、前条の規定により情報の提供を求められた場合のほか、その保有する情報により第十一条第一項の承認を受けようとする者又は受けた者が暴力団員等であると認める場合においては、教育委員会に対し、その情報を提供することができる。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

（山梨県民会館設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第一条の規定による改正後の山梨県民会館設置及び管理条例（以下この項において「新条例」という。）第九条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」とい

う。)以後に行われる新条例第八条第一項の承認の申請について適用し、施行日前に行われた第一条の規定による改正前の山梨県民会館設置及び管理条例第八条第一項の承認の申請については、なお従前の例による。

(山梨県都市公園条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第二条の規定による改正後の山梨県都市公園条例第四条第二項及び第十四条第三項の規定は、施行日以後に行われる同条例第四条第一項の許可及び同条例第十四条第一項の承認の申請について適用し、施行日前に行われた第二条の規定による改正前の山梨県都市公園条例第四条第一項の許可及び同条例第十四条第一項の承認の申請については、なお従前の例による。

(山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 第三条の規定による改正後の山梨県公営企業の設置等に関する条例第六条第二項の規定は、施行日以後に行われる同条例第一項の承認の申請について適用し、施行日前に行われた第三条の規定による改正前の山梨県公営企業の設置等に関する条例第六条第一項の承認の申請については、なお従前の例による。

(山梨県立青少年センター設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

5 第四条の規定による改正後の山梨県立青少年センター設置及び管理条例第八条第二項の規定は、施行日以後に行われる同条例第一項の承認の申請について適用し、施行日前に行われた第四条の規定による改正前の山梨県立青少年センター設置及び管理条例第八条第一項の承認の申請については、なお従前の例による。

(山梨県立愛宕山こどもの国設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

6 第五条の規定による改正後の山梨県立愛宕山こどもの国設置及び管理条例第八条第二項及び第十四条第三項の規定は、施行日以後に行われる同条例第八条第一項の承認及び同条例第十四条第一項の許可の申請について適用し、施行日前に行われた第五条の規定による改正前の山梨県立愛宕山こどもの国設置及び管理条例第八条第一項の承認及び同条例第十四条第一項の許可の申請については、なお従前の例による。

(山梨県立職業能力開発校設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

7 第六条の規定による改正後の山梨県立職業能力開発校設置及び管理条例第七条第三項の規定は、施行日以後に行われる同条例第一項の許可の申請について適用し、施行日前に行われた第六条の規定による改正前の山梨県立職業能力開発校設置及び管理条例第七条第一項の許可の申請については、なお従前の例による。

(山梨県立少年自然の家設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

8 第七条の規定による改正後の山梨県立少年自然の家設置及び管理条例第九条第二項の規定は、施行日以後に行われる同条例第一項の承認の申請について適用し、施行日前に行われた第七条の規定による改正前の山梨県立少年自然の家設置及び管理条例第九

条第一項の承認の申請については、なお従前の例による。

(山梨県立県民の森保健休養施設設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

9 第八条の規定による改正後の山梨県立県民の森保健休養施設設置及び管理条例第十三条第三項の規定は、施行日以後に行われる同条例第一項の許可の申請について適用し、施行日前に行われた第八条の規定による改正前の山梨県立県民の森保健休養施設設置及び管理条例第十一条第一項の許可の申請については、なお従前の例による。

(山梨県立美術館設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

10 第九条の規定による改正後の山梨県立美術館設置及び管理条例第十二条第二項の規定は、施行日以後に行われる同条例第一項の承認の申請について適用し、施行日前に行われた第九条の規定による改正前の山梨県立美術館設置及び管理条例第十二条第一項の承認の申請については、なお従前の例による。

(山梨県立武田の杜保健休養林設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

11 第十条の規定による改正後の山梨県立武田の杜保健休養林設置及び管理条例第十条第二項及び第十七条第三項の規定は、施行日以後に行われる同条例第十条第一項の承認及び同条例第十七条第一項の許可の申請について適用し、施行日前に行われた第十条の規定による改正前の山梨県立武田の杜保健休養林設置及び管理条例第十条第一項の承認及び同条例第十七条第一項の許可の申請については、なお従前の例による。

(山梨県立県民文化ホール設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

12 第十一条の規定による改正後の山梨県立県民文化ホール設置及び管理条例第八条第二項の規定は、施行日以後に行われる同条例第一項の承認の申請について適用し、施行日前に行われた第十一条の規定による改正前の山梨県立県民文化ホール設置及び管理条例第八条第一項の承認の申請については、なお従前の例による。

(山梨県立総合福祉センター設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

13 第十二条の規定による改正後の山梨県立総合福祉センター設置及び管理条例第八条第二項の規定は、施行日以後に行われる同条例第一項の承認の申請について適用し、施行日前に行われた第十二条の規定による改正前の山梨県立総合福祉センター設置及び管理条例第八条第一項の承認の申請については、なお従前の例による。

(山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

14 第十三条の規定による改正後の山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例第九条第二項の規定は、施行日以後に行われる同条例第一項の承認の申請について適用し、施行日前に行われた第十三条の規定による改正前の山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例第九条第一項の承認の申請については、なお従前の例による。

(山梨県立射撃場設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

15 第十四条の規定による改正後の山梨県立射撃場設置及び管理条例第八条第二項の規定は、施行日以後に行われる同条第一項の承認の申請について適用し、施行日前に行われた第十四条の規定による改正前の山梨県立射撃場設置及び管理条例第八条第一項の承認の申請については、なお従前の例による。

(山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

16 第十五条の規定による改正後の山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例第十条第二項の規定は、施行日以後に行われる同条第一項の承認の申請について適用し、施行日前に行われた第十五条の規定による改正前の山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例第十条第一項の承認の申請については、なお従前の例による。

(山梨県立文学館設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

17 第十六条の規定による改正後の山梨県立文学館設置及び管理条例第十二条第二項の規定は、施行日以後に行われる同条第一項の承認の申請について適用し、施行日前に行われた第十六条の規定による改正前の山梨県立文学館設置及び管理条例第十二条第一項の承認の申請については、なお従前の例による。

(山梨県立国際交流センター設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

18 第十七条の規定による改正後の山梨県立国際交流センター設置及び管理条例第三条第二項及び第十条第二項の規定は、施行日以後に行われる同条第三条第一項の許可及び同条例第十条第一項の承認の申請について適用し、施行日前に行われた第十七条の規定による改正前の山梨県立国際交流センター設置及び管理条例第三条の許可及び同条例第十条第一項の承認の申請については、なお従前の例による。

(山梨県立地域産業振興センター設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

19 第十八条の規定による改正後の山梨県立地域産業振興センター設置及び管理条例第八条第二項の規定は、施行日以後に行われる同条第一項の承認の申請について適用し、施行日前に行われた第十八条の規定による改正前の山梨県立地域産業振興センター設置及び管理条例第八条第一項の承認の申請については、なお従前の例による。

(山梨県立まきば公園設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

20 第十九条の規定による改正後の山梨県立まきば公園設置及び管理条例第十一条第三項の規定は、施行日以後に行われる同条第一項の許可の申請について適用し、施行日前に行われた第十九条の規定による改正前の山梨県立まきば公園設置及び管理条例第十一条第一項の許可の申請については、なお従前の例による。

(山梨県立産業展示交流館設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

21 第二十条の規定による改正後の山梨県立産業展示交流館設置及び管理条例第八条第二項の規定は、施行日以後に行われる同条第一項の承認の申請について適用し、施行日前に行われた第二十条の規定による改正前の山梨県立産業展示交流館設置及び管理

条例第八条第一項の承認の申請については、なお従前の例による。

22 第二十一条の規定による改正後の山梨県立八ヶ岳自然ふれあいセンター設置及び管理条例第十一条第三項の規定は、施行日以後に行われる同条第一項の許可の申請について適用し、施行日前に行われた第二十一条の規定による改正前の山梨県立八ヶ岳自然ふれあいセンター設置及び管理条例第十一条第一項の許可の申請については、なお従前の例による。

(山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

23 第二十二条の規定による改正後の山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例第八条第二項の規定は、施行日以後に行われる同条第一項の承認の申請について適用し、施行日前に行われた第二十二条の規定による改正前の山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例第八条第一項の承認の申請については、なお従前の例による。

(山梨県立本栖湖青少年スポーツセンター設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

24 第二十三条の規定による改正後の山梨県立本栖湖青少年スポーツセンター設置及び管理条例第九条第二項の規定は、施行日以後に行われる同条第一項の承認の申請について適用し、施行日前に行われた第二十三条の規定による改正前の山梨県立本栖湖青少年スポーツセンター設置及び管理条例第九条第一項の承認の申請については、なお従前の例による。

(山梨県立富士ふれあいセンター設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

25 第二十四条の規定による改正後の山梨県立富士ふれあいセンター設置及び管理条例第五条第二項の規定は、施行日以後に行われる同条第一項の許可の申請について適用し、施行日前に行われた第二十四条の規定による改正前の山梨県立富士ふれあいセンター設置及び管理条例第五条の許可の申請については、なお従前の例による。

(山梨県立聴覚障害者情報センター設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

26 第二十五条の規定による改正後の山梨県立聴覚障害者情報センター設置及び管理条例第八条第二項の規定は、施行日以後に行われる同条第一項の承認の申請について適用し、施行日前に行われた第二十五条の規定による改正前の山梨県立聴覚障害者情報センター設置及び管理条例第八条第一項の承認の申請については、なお従前の例による。

(山梨県立産業技術短期大学設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

27 第二十六条の規定による改正後の山梨県立産業技術短期大学設置及び管理条例第九条第二項の規定は、施行日以後に行われる同条第一項の許可の申請について適用

し、施行日前行われた第二十六条の規定による改正前の山梨県立産業技術短期大学校設置及び管理条例第九条の許可の申請については、なお従前の例による。

(山梨県立飯田野球場設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

28 第二十七条の規定による改正後の山梨県立飯田野球場設置及び管理条例第八項の規定は、施行日以後に行われる同条第一項の承認の申請について適用し、施行日前行われた第二十七条の規定による改正前の山梨県立飯田野球場設置及び管理条例第八項第一項の承認の申請については、なお従前の例による。

(山梨県緑化センター設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

29 第二十八条の規定による改正後の山梨県緑化センター設置及び管理条例第十條第三項の規定は、施行日以後に行われる同条第一項の許可の申請について適用し、施行日前行われた第二十八条の規定による改正前の山梨県緑化センター設置及び管理条例第十條第一項の許可の申請については、なお従前の例による。

(山梨県立博物館設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

30 第二十九条の規定による改正後の山梨県立博物館設置及び管理条例第八條第二項の規定は、施行日以後に行われる同条第一項の承認の申請について適用し、施行日前行われた第二十九条の規定による改正前の山梨県立博物館設置及び管理条例第八條第一項の承認の申請については、なお従前の例による。

(山梨県立中小企業人材開発センター設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

31 第三十条の規定による改正後の山梨県立中小企業人材開発センター設置及び管理条例第八條第二項の規定は、施行日以後に行われる同条第一項の承認の申請について適用し、施行日前行われた第三十条の規定による改正前の山梨県立中小企業人材開発センター設置及び管理条例第八條第一項の承認の申請については、なお従前の例による。

(山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

32 第三十一条の規定による改正後の山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例第七條第三項の規定は、施行日以後に行われる同条第一項の許可の申請について適用し、施行日前行われた第三十一条の規定による改正前の山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例第七條第一項の許可の申請については、なお従前の例による。

山梨県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

### 山梨県条例第二十七号

山梨県税条例の一部を改正する条例

**第一条** 山梨県税条例（昭和三十六年山梨県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項中「第二章」の下に「（第八条を除く。）」を、「第三章」の下に「（第十四条を除く。）」を加える。

第四十三条第三項中「第七十二条の四十九の八及び第七十二条の四十九の十」を「第七十二条の四十九の十二及び第七十二条の四十九の十四」に改める。

第四十三条の二第一項中「第七十二条の四十九の八第一項ただし書」を「第七十二条の四十九の十二第一項ただし書」に改める。

第四十四条第一項中「第七十二条の四十九の八第一項」を「第七十二条の四十九の十二第一項」に、「第七十二条の四十九の十第一項」を「第七十二条の四十九の十四第一項」に改め、同条第二項中「第七十二条の四十九の八第六項」を「第七十二条の四十九の十二第六項」に改める。

第四十六条第一項第三号中「本号」を「この号」に、「第七十二条の四十九の八第八項」を「第七十二条の四十九の十二第八項」に、「本条」を「この条」に改める。

第六十八条中「千五百四円」を「八百六十円」に改める。

第七十三条第一項及び第二項中「第五十三條第四十三項」を「第五十三條第四十二項」に改める。

附則第六條第一項第二号ハ中「並びに租税特別措置法」を「、租税特別措置法」に、「及び第十條の二の二から第十條の七まで」を「、第十條の二の二から第十條の六まで及び第十條の七（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。）第十條の四の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による控除額並びに震災特例法第十條の二及び第十條の三」に改める。

附則第七條を次のように改める。

第七條 削除

附則第十二條の十六第一項中「七百十六円」を「四百十一円」に改める。

附則第十二條の十九中「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。附則第十二條の二十一において「震災特例法」という。）を「震災特例法」に改め、同条に次の一項を加える。

2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第十三條第三項若しくは第四項又は第十三條の二第一項から第五項までの規定の適用を受けた場合における附則第六條及び附則第六條の二の規定の適用については、附則第六條第一項第一号中「又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十一号）第十六條第一項から第三項まで」とあるのは

「、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十一号）第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第五項まで」と、「住宅借入金等の金額」とあるのは「住宅借入金等の金額（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項又は第四項の規定の適用を受ける者の有する平成二十三年から平成二十五年までの居住年に係る同条第五項第一号に規定する新規住宅借入金等の金額を除く。）」と、「当該金額」とあるのは「当該住宅借入金等の金額」と、「これらの規定」とあるのは「租税特別措置法第四十一条第二項若しくは第四十一条の二、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第五項までの規定」と、「計算した同項」とあるのは「計算した租税特別措置法第四十一条第一項」と、附則第六条の二第一項第一号中「又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで」とあるのは「、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項若しくは第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第五項まで」とする。

附則第十二条の二十一の次に次の一条を加える。

（東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律の施行に伴う個人の県民税の均等割の税率の特例）

第十二条の二十二 平成二十六年度から平成三十五年度までの各年度分の個人の県民税に限り、均等割の税率は、第二十三条の規定にかかわらず、千五百円とする。

**第二条** 山梨県県税条例の一部を次のように改正する。

附則第六条第一項第二号ハ中「第十条の六」を「第十条の五」に、「第十条の七」を「第十条の六」に改める。

**附 則**

**（施行期日）**

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中山梨県県税条例第四条の二、第四十三条、第四十三条の二、第四十四条、第四十六条及び附則第七条の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定 平成

二十五年一月一日

二 第一条中山梨県県税条例第六十八条及び附則第十二条の十六の改正規定並びに第二条及び附則第四条の規定 平成二十五年四月一日

（山梨県行政手続条例の適用除外に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の山梨県県税条例第四条の二第一項の規定は、平成二十五年一月一日以後にする同項に規定する行為について適用し、同日前にした第一条の規定による改正前の山梨県県税条例（次条において「旧条例」という。）第四条の二第一項に規定する行為については、なお従前の例による。

（個人の県民税に関する経過措置）

第三条 平成二十四年十二月三十一日以前に支払うべき退職手当等（旧条例第二十八条の二に規定する退職手当等をいう。）に係る旧条例附則第七条第一項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

（県たばこ税に関する経過措置）

第四条 平成二十五年四月一日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

（森林及び環境の保全に係る県民税の特例に関する条例の一部改正）

第五条 森林及び環境の保全に係る県民税の特例に関する条例（平成二十三年山梨県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

附則第二条に次の一項を加える。

2 平成二十六年度から平成三十五年度までの各年度分の個人の県民税に限り、第二条中「第二十三条」とあるのは、「第二十三条及び附則第十二条の二十二」とする。

山梨県立障害者支援施設設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

**山梨県条例第二十八号**

山梨県立障害者支援施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県立障害者支援施設設置及び管理条例（平成二十一年山梨県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第二条の表山梨県立製の実寮の項第一号中「この項」の下に「及び山梨県立育精福祉センター成人寮の項」を加え、同表山梨県立あさひワークホームの項第一号中「施設入所支援」を「生活介護」に改め、同項中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

- 二 身体障害者及び障害児に対し、短期入所を行う事業に関する業務
  - 三 身体障害者及び通知児童に対し、施設入所支援を行う事業に関する業務
- 第二条の表に次の一項を加える。

山梨県立育精福祉センター成人寮	南アルプス市	一 知的障害者及び通知児童に対し、生活介護を行う事業に関する業務
		二 知的障害者に対し、短期入所を行う事業に関する業務
		三 知的障害者及び通知児童に対し、施設入所支援を行う事業に関する業務

第三条中「及び山梨県立あけぼの医療福祉センター成人寮」を「、山梨県立あけぼの医療福祉センター成人寮及び山梨県立育精福祉センター成人寮」に改める。

**附則**  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第二条の表に一項を加える改正規定及び第三条の改正規定は、平成二十五年四月一日から施行する。  
(経過措置)
- 2 知事は、前項ただし書に規定する日前においても、この条例による改正後の山梨県立障害者支援施設設置及び管理条例第三条及び第五条の規定の例により、山梨県立育精福祉センター成人寮の管理に関し、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を指定することができる。

山梨県認定こども園の認定の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

**山梨県条例第二十九号**

山梨県認定こども園の認定の基準を定める条例の一部を改正する条例

山梨県認定こども園の認定の基準を定める条例（平成十八年山梨県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山梨県認定こども園の認定に係る要件を定める条例

第一条中「第三条第一項第四号及び同条第二項第三号」を「第三条第一項及び第三

項」に、「の基準」を「に係る要件」に改める。

第八条中「の実情に応じて」を「における教育及び保育に対する需要に照らし」に改め、「ものを」の下に「、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で」を加える。

第九条に次の一項を加える。

- 8 認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、認定こども園である旨の表示をしなければならない。

**附則**

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

山梨県立育精福祉センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

**山梨県条例第三十号**

山梨県立育精福祉センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例

（山梨県立育精福祉センター設置及び管理条例の一部改正）

**第一条** 山梨県立育精福祉センター設置及び管理条例（昭和四十七年山梨県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「知的障害児及び知的障害者の福祉を図るため、」を削り、「第四十二条の知的障害児施設」を「第四十二条第一号の福祉型障害児入所施設」に改める。

第三条第一号を次のように改める。

- 一 知的障害児（児童福祉法第四条第二項の障害児のうち、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童をいう。）に対し、同法第七条第二項の障害児入所支援（第五条第一項において「障害児入所支援」という。）を行う事業

第五条第一項中「知的障害児施設支援」を「障害児入所支援」に、「第二十四条の二第二項」を「第二十四条の二第二項第一号」に、「特定費用」を「入所特定費用」に改める。

（山梨県立あけぼの医療福祉センター設置及び管理条例の一部改正）

**第二条** 山梨県立あけぼの医療福祉センター設置及び管理条例（昭和五十年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（設置）

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第四十二条第二号の医療型障

害児入所施設及び同法第四十三條第二号の医療型児童発達支援センターの業務を総合的かつ有機的に行う総合福祉施設を設置する。

第六条を第七条とする。

第五条第二項中「前条第五項の表の上欄に掲げる者」を「前条第五項から第七項までに規定する者」に改め、同条を第六条とする。

第四条第五項を次のように改める。

5 障害児通所支援を受けた障害児（児童福祉法第二十七條第一項第三号の規定による措置に係る者を除く。）の保護者（同法第六條の保護者をいう。次項及び第七項第三号において「保護者」という。）は、同法第二十一條の五の三第二項第一号の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第一項の通所特定費用の額を基礎として知事が定めた額の合計額を使用料として納付しなければならない。

第四条に次の二項を加え、同条を第五条とする。

6 障害児入所支援を受けた障害児（児童福祉法第二十七條第一項第三号の規定による措置に係る者を除く。）の保護者は、同法第二十四條の二第二項第一号の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第一項の入所特定費用の額を基礎として知事が定めた額の合計額を使用料として納付しなければならない。

7 次の各号のいずれかに該当する者は、障害者自立支援法第二十九條第三項第一号の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第一項の特定費用の額を基礎として知事が定めた額の合計額を使用料として納付しなければならない。

一 療養介護を行う事業を利用した者（身体障害者福祉法第十八條第二項の規定による措置に係る者及び知的障害者福祉法第十六條第一項第二号の規定による措置に係る者を除く。）

二 生活介護を行う事業を利用した者（身体障害者福祉法第十八條第一項の規定による措置に係る者及び知的障害者福祉法第十五條の四の規定による措置に係る者を除く。）

三 短期入所を行う事業を利用した者又は障害児（児童福祉法第二十一條の六の規定による措置に係る者を除く。）の保護者

第三条中「山梨県立あけぼの医療福祉センター（以下「センター」という。）を「センター」に改め、同条を第四條とし、第二條の次に次の一條を加える。

（業務）

第三条 山梨県立あけぼの医療福祉センター（次項、次条及び第五條第一項において

「センター」という。）は、次に掲げる事業に関する業務を行うものとする。

一 児童福祉法第四條第二項の障害児（以下「障害児」という。）のうち、上肢、下肢又は体幹の機能の障害（次号及び第二項第二号において「肢体不自由」という。）のある児童に対し、児童福祉法第六條の二第一項の障害児通所支援（第五條第五項において「障害児通所支援」という。）を行う事業

二 障害児のうち、肢体不自由のある児童又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童に対し、児童福祉法第七條第二項の障害児入所支援（第五條第六項において「障害児入所支援」という。）を行う事業

三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四條に規定する身体障害者（次項第二号において「身体障害者」という。）及び知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害者（十八歳以上である者に限る。）並びに障害児に対し、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五條第八項の短期入所（第五條第七項第三号において「短期入所」という。）を行う事業

2 センターは、前項の業務のほか、次に掲げる事業に関する業務を行うものとする。

一 障害者自立支援法第五條第六項の療養介護（第五條第七項第一号において「療養介護」という。）を行う事業

二 身体障害者又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者並びに児童福祉法第六十三條の二又は第六十三條の三の規定により障害福祉サービスを利用することが適当であるとして児童相談所長が市町村長に通知した児童に対し、障害者自立支援法第五條第七項の生活介護（第五條第七項第二号において「生活介護」という。）を行う事業

（山梨県看護職員修学資金貸与条例の一部改正）

第三条 山梨県看護職員修学資金貸与条例（昭和三十七年山梨県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「ホ」を「ハ」に改める。

第六条第一項第一号中ハ及びニを削り、ホをハとする。

第七条第二項、第八条第二号及び第十条第一項第一号中「ホ」を「ハ」に改める。

附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

山梨県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

山梨県条例第三十一号

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

山梨県食品衛生法施行条例（平成十二年山梨県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一第五号中「食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）第二十一条第一項第一号ロ」を「食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成二十三年内閣府令第四十五号）第一条第二項第二号」に改める。  
別表第二第一号ハの次に次のように加える。

- 二 イからハまでに定めるもののほか、生食用食肉（牛の食肉（内臓を除く。）であつて、生食用として販売するものをいう。以下この二において同じ。）の加工及び調理又は加工を行う施設にあつては(1)から(5)まで、生食用食肉の調理のみを行う施設にあつては(1)から(3)までに定めるところによること。
- (1) 生食用食肉を取り扱う場所は、他の食品を取り扱う場所と明確に区分された衛生的な場所であること。
- (2) 次に掲げる設備又は装置は、専用のものを設けること。
  - (イ) 器具類用の流水式の洗浄設備
  - (ロ) 器具類を熱湯で消毒することができる設備
  - (ハ) 流水式の手洗設備及び手指の消毒装置
- (3) 生食用食肉に直接接触する設備及び器具類は、専用のものを設けること。
- (4) 加熱殺菌を行うのに十分な能力を有する専用の設備及び温度を正確に測定することができる専用の装置を設けること。
- (5) 加熱殺菌を行った後に冷却するのに十分な能力を有する専用の設備を設けること。

附 則

この条例は、平成二十四年十月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、公布の日から施行する。

山梨県生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成二十四年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第三十二号

山梨県生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例

山梨県生活環境の保全に関する条例（昭和五十年山梨県条例第十二号）の一部を次の

山梨県公報号外 第十六号 平成二十四年三月三十日

ように改正する。

別表第一備考3中「~~試験検定方法の定量限界を~~」を「~~1~~マイクロにつき、カドミウム及びその化合物にあつては0.01ミリグラムを、有機燐化合物にあつては0.1ミリグラムをそれぞれ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県立自然公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成二十四年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第三十三号

山梨県立自然公園条例の一部を改正する条例

山梨県立自然公園条例（昭和三十二年山梨県条例第七十四号）の一部を次のように改正する。

- 第十条第二項中「協議し、その同意を得て」を「協議して」に改め、同条第四項中「同意を得よう」を「協議をしよう」に改め、「記載した」の下に「協議書又は」を加え、同条第五項中「前項の」の下に「協議書又は」を加え、同条第六項中「同意を得た」を「協議をした」に、「協議し、その同意を得なければ」を「協議しなければ」に改め、同条第七項中「同意を得よう」を「協議をしよう」に改め、「記載した」の下に「協議書又は」を加え、同条第八項中「前項の」の下に「協議書又は」を加える。
- 第十二条第一項中「協議し、その同意を得た」を「協議した」に改める。
- 第十四条第一項中「第十条第二項の同意又は同条第三項」を「第十条第三項」に改め、同条第二項中「第十条第二項の同意又は同条第三項」を「第十条第三項」に、「当該同意又は」を「当該」に改める。

附 則

(施行期日)  
1 この条例は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の山梨県立自然公園条例第十条第二項の同意を得ようとしている者の申請書及び添付書類は、この条例による改正後の山梨県立自然公園条例第十条第四項の規定による協議書及び同条第五項の規定による添付書類とみなす。

3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の山梨県立自然公園条例第十条第六項の同意を得ようとしている者の申請書及び添付書類は、この条例による改正後の山

梨県立自然公園条例第十条第七項の規定による協議書及び同条第八項において準用する同条第五項の規定による添付書類とみなす。

山梨県工業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第三十四号

山梨県工業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例

山梨県工業技術センター諸収入条例(昭和六十一年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中 「精密研磨機」同 四四〇円 を「精密研磨機」同 遠心鑄造機」同 二、二四〇円

「四四〇円」に、「ベクトルネットワークアナライザ」同 一、二九〇円)に、「熱流動

評価装置(フローテスター)同 九三〇円)を 真空加圧鑄造機 (フローレーザ溶接機 3Dプリンター

テスター)同 九三〇円

二、〇四〇円 に改める。

二、〇四〇円

別表第二号の表素材、機械、電子及び化学の項中「(鋼鉄鉄全硫黄定量分析)

「(鋼鉄鉄全硫黄定量分析)

一件 五六〇円)を 同 (サーベイメーターによる放

三、四〇〇円

射線測定)

五六〇円

に改める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

山梨県屋外広告物条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第三十五号

山梨県屋外広告物条例等の一部を改正する条例

(山梨県屋外広告物条例の一部改正)

第一条 山梨県屋外広告物条例(平成三年山梨県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域」を削る。

第七条第一項第八号中「定められた」の下に「第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域並びに」を加え、「前条第一項第一号」を「前条第一項第一号」に改め、同条第五項中「二年」を「三年」に、「二年」を「二年」に改め、同条の次に次の三条を加える。

(広告物活用地区)

第七条の二 知事は、市町村長との協議により、許可地域のうち、活力ある地域を維持増進する上で広告物が重要な役割を果たしていると認める区域を広告物活用地区として指定し、前条第四項の基準を緩和することができる。

2 知事は、広告物活用地区の指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、指定する区域の図面及び緩和する基準を記載した書面を公告の日から二週間公衆の縦覧に供するものとする。

3 前項の規定による公告があったときは、関係市町村の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された指定する区域の図面及び緩和する基準を記載した書面について、知事に意見書を提出することができる。

4 知事は、山梨県景観条例(平成二年山梨県条例第二十四号)第二十一条第一項の山梨県景観審議会(以下この項、第七条の四第一項及び第四十二条において「景観審議会」という。)の意見を聴いて、広告物活用地区の指定をするものとする。この場合において、知事は、前項の規定により提出された意見書の要旨を景観審議会に提出しなければならない。

5 知事は、関係市町村長との協議により、広告物活用地区の指定の変更(第一項の規定による第七条第四項の基準の変更を含む。次項において同じ。)又は廃止をすることができる。

6 第二項から第四項までの規定は、広告物活用地区の指定の変更又は廃止について準用する。

(景観保全型広告規制地区)

第七条の三 知事は、市町村長との協議により、許可地域のうち、広告物等の表示又は設置に当たり、良好な景観を保全することが特に必要であると認める区域を景観保全型広告規制地区として指定し、第七条第四項の基準を強化することができる。

2 知事は、関係市町村長との協議により、景観保全型広告規制地区の指定の変更(前項の規定による第七条第四項の基準の変更を含む。次項において同じ。)又は廃止をすることができる。

3 前条第二項から第四項までの規定は、景観保全型広告規制地区の指定又はその指定の変更若しくは廃止について準用する。この場合において、前条第二項及び第三項中「緩和する基準」とあるのは、「強化する基準」と読み替えるものとする。

(許可の特例)

第七条の四 知事は、特にやむを得ないと認めるときは、第五条から前条までの規定にかかわらず、良好な景観の形成又は風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ない広告物等であつて、公衆に対する危害を及ぼすおそれのないものの表示又は設置を許可することができる。

2 第七条第三項、第五項及び第六項の規定は、前項の許可について準用する。

第八条中「並びに前条第一項第三号」を、「第七条第一項第三号」に改め、「第十号」の下に、「第七条の二第一項及び第五項並びに第七条の三第一項及び第二項」を加える。

第十条第一項及び第三項中「二年」を「三年」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十条の二 広告物活用地区の指定が変更された際に当該広告物活用地区に適法に表示され、又は設置されている広告物等で、当該変更により第七条第四項の基準に適合しないこととなったものについては、なお従前の例による。

2 広告物活用地区の指定が廃止された際に当該広告物活用地区に適法に表示され、又は設置されている広告物等で、当該廃止により第七条第四項の基準に適合しないこととなったものについては、なお従前の例による。

3 景観保全型広告規制地区に指定された際に許可地域に適法に表示され、又は設置されている広告物等については、なお従前の例による。

4 景観保全型広告規制地区の指定が変更された際に許可地域又は当該景観保全型広告規制地区に適法に表示され、又は設置されている広告物等で、当該変更により第七条第四項の基準に適合しないこととなったものについては、なお従前の例による。

る。

5 前各項の規定は、第七条第三項第四号(第七条の四第二項及び第九条第六項において準用する場合を含む。第十二条第一項において同じ。)に掲げる事項を変更しようとする場合には、適用しない。

第十一条第一項中「第七条第一項」の下に、「第七条の四第一項」を加え、「はり紙、はり札」を「貼紙、貼札」に改める。

第十二条第一項中「第七条第一項」の下に、「第七条の四第一項」を加え、「(第九条第六項において準用する場合を含む。)」を削り、同条第二項中「第七条第一項」の下に「又は第七条の四第一項」を加え、同条第三項中「第七条第一項」の下に「第七条の四第一項」を加える。

第十三条及び第十四条第一項中「第七条第一項」の下に、「第七条の四第一項」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(勧告及び公表)

第十四条の二 知事は、第四条から第七条まで、第九条若しくは第十一条から前条までの規定又は第七条第一項、第七条の四第一項、第九条第五項若しくは第十二条第一項の許可に付した条件に違反する広告物等については、当該広告物等を表示し、若しくは設置し、又はこれを管理する者に対し、その表示若しくは設置の停止を勧告し、又は五日以上の期限を定め、その除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、若しくは公衆に対する危害を防止するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

3 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、その勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第十五条第一項を次のように改める。

知事は、前条第一項の勧告を受けた者が、同条第二項の規定によりその勧告に従わなかった旨及びその勧告の内容を公表された後において、なお、その勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第十五条第三項中「第七条第一項」の下に、「第七条の四第一項」を加え、同項第一号中「第七条第六項」の下に「第七条の四第二項、」を加える。

第二十五条第一項中「第七条第一項」の下に、「第七条の四第一項」を加え、「はり紙」を「貼紙」に改める。

第四十二条の見出しを「(山梨県景観審議会の意見聴取等)」に改め、同条第一項

を削り、同条第二項中「審議会」を「景観審議会」に改め、同項第二号中「とき」の下に「（第七条の二第一項若しくは第五項又は第七条の三第一項若しくは第二項の規定により、第七条第四項の基準を変更しようとする場合を除く。）」を加え、同項に次の一号を加え、同項を同条第一項とする。

三 第七条の四第一項の許可をし、又は同項の許可に係る同条第二項において準用する第七条第三項第四号に掲げる事項の変更について、第十二条第一項の許可をしようとするとき。

第四十二条第三項から第十一項までを削る。

第四十三条第一項中「第七条第一項」の下に「、第七条の四第一項」を加え、同条第二項中「はり紙、はり札等」を「貼紙、貼札等」に改め、同条に次の一項を加える。

6 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、第七条の四第一項の許可の申請に係る手数料を減額し、又は免除することができる。

別表第二中「はり紙」を「貼紙」に、「はり札」を「貼札」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

1 広告物等が照明装置付きのものである場合は、当該手数料の額の二割に相当する額を当該手数料に加算する。

2 その他の広告物等において一年（堅ろうな広告物等にあつては、二年）を超える期間、広告物等を表示し、又は設置しようとする場合は、当該手数料の額の五割に相当する額を当該手数料に加算する。

3 備考1及び2のいずれにも該当する場合は、これらの規定にかかわらず、当該手数料の額の八割に相当する額を当該手数料に加算する。

（山梨県景観条例の一部改正）

第二条 山梨県景観条例（平成二年山梨県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中第十項を第十一項とし、第二項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2 審議会は、この条例及び山梨県屋外広告物条例（平成三年山梨県条例第三十五号）の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するものとする。

（山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第三条 山梨県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年山梨県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表第五の二の項中ツをナとし、ヨからソまでをレからネまでとし、カの次

に次のように加える。

ヨ 条例第十四条の二第一項の規定による違反広告物等に係る措置

等の勧告

タ 条例第十四条の二第二項の規定による勧告の内容等の公表

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条中山梨県屋外広告物条例第七条第五項の改正規定、第十四条の次に一条を加える改正規定並びに第十五条第一項及び別表第二の備考の改正規定並びに第三条及び次項の規定は、平成二十四年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 第一条の規定による改正後の山梨県屋外広告物条例（以下この項において「新条例」という。）第七条第五項及び別表第二の備考の規定は、前項ただし書に定める日以後にされる新条例第七条第三項の規定による許可の申請について適用し、同日前にされた第一条の規定による改正前の山梨県屋外広告物条例第七条第三項の規定による許可の申請については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

4 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和四十年山梨県条例第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

山梨県景観審議会の委員

山梨県屋外広告物審議会の委員

を「山梨県景観審

議会の委員」に改める。

山梨県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第三十六号

山梨県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県営住宅設置及び管理条例（平成九年山梨県条例第十五号）の一部を次のように

改正する。

第六条中「身体障害者」を「障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者」に、「政令第六条第一項」を「規則」に改める。  
附則に次の一項を加える。

8 平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に限り、第二条第四号の適用については、同号中「公営住宅法施行令」とあるのは、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（平成二十三年政令第四百二十四号）第一条による改正前の公営住宅法施行令」とする。

**附 則**

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

**山梨県条例第三十七号**

山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

山梨県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年山梨県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条を第十六条とし、第十二条から第十四条までを一条ずつ繰り下げ、第十一条の次に次の一条を加える。

（資本剰余金の取崩し）

第十二条 資本剰余金に整理すべき補助金等（資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件をいう。以下この条において同じ。）をもつて取得した資産で、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額（物件にあつては、その適正な見積価額）を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行うものうち、減価償却を行わなかつた部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失を埋めることができる。  
別表第一第一号の表に次のように加える。

深城発電所	大月市	三四〇	一四〇
-------	-----	-----	-----

**附 則**

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

**山梨県条例第三十八号**

山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例

山梨県学校職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二の見出しを「（へき地手当等）」に改め、同条第一項中「へき地手当は、へき地教育振興法施行規則（昭和三十四年文部省令第二十一号。以下「文部省令」という。）を「へき地手当は、人事委員会の意見を聴いて教育委員会規則」に、「するへき地学校」を「するへき地学校（へき地教育振興法（昭和二十九年法律第四百三十三号）第二条のへき地学校をいう。）」に、「へき地学校等」を「へき地学校等」に改め、同条第二項中「へき地手当」を「へき地手当」に、「こえない」を「超えない」に改め、「文部省令で定める基準に従い」を削り、同条第三項中「へき地学校等」を「へき地学校等」に、「へき地手当」を「へき地手当」に改める。

第十六条の三第一項中「へき地学校等」を「へき地学校等」に、「で文部省令」を「で人事委員会の意見を聴いて教育委員会規則」に、「には、文部省令で定める基準に従い」を「には、」に、「際文部省令で定める基準に従い」を「際」に、「こえない」を「超えない」に、「へき地手当」を「へき地手当」に改め、同条第二項中「へき地学校等」を「へき地学校等」に改め、「文部省令で定める基準に従い」を削り、「へき地手当」を「へき地手当」に改める。

**附 則**

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

**山梨県条例第三十九号**

山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例（昭和二十九年山梨県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十四年十二月三十一日」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

**山梨県条例第四十号**

山梨県立学校設置条例の一部を改正する条例

山梨県立学校設置条例（昭和三十九年山梨県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

「山梨県立石和高等学校

山梨県笛吹市

第二条中 山梨県立山梨園芸高等学校

山梨県笛吹市 を「山梨県立笛吹高等

山梨県立笛吹高等学校

山梨県笛吹市」

学校 山梨県笛吹市」に改める。

**附 則**

（施行期日）

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 山梨県立石和高等学校及び山梨県立山梨園芸高等学校は、この条例による改正後の山梨県立学校設置条例の規定にかかわらず、平成二十四年三月三十一日に当該高等学校に在学する者が当該高等学校に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。